

第二十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第二十一号

昭和三十一年三月二十日(火曜日)
午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 村松 久義君
理事吉川 久衛君 理事佐山茂太郎君
理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君
理事山口長治郎君 理事中村 時雄君
理事芳賀 貢君
青木 正君 安藤 覺君
五十嵐吉藏君 伊東 岩男君
石坂 繁君 大野 市郎君
大森 玉木君 加藤常太郎君
川村善八郎君 木村 文男君
楠美 省吾君 小枝 一雄君
鈴木 善幸君 田中伊三次君
中馬 辰猪君 綱島 正興君
原 拾思君 福井 順一君
本名 武君 松浦 東介君
松岡 松平君 松野 頼三君
赤路 友藏君 淡谷 修藏君
伊瀬幸太郎君 井谷 正吉君
稻富 稔人君 石田 有全君
小川 豊明君 川俣 清吾君
神田 大作君 田中幾三郎君
日野 吉夫君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君
農林事務官 (畜産局長) 渡部 伍良君
農林技官(水産庁次長) 岡井 正男君
海上保安庁長官 島居辰次郎君
委員外の出席者
農林事務官(畜産局飼料課長) 森 博君

海上保安監(警備救難部監理課長) 高村 信君
参考人(日中漁業協議会副会長) 山崎喜之助君
専門員 岩隈 博君

三月十四日

委員川俣清吾君辞任につき、その補欠として神田大作君が議長の名で委員に選任された。

三月十五日

委員神田大作君辞任につき、その補欠として川俣清吾君が議長の名で委員に選任された。

三月十六日

委員安藤覺君及び小枝一雄君辞任につき、その補欠として坊秀男君及び塚原俊郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員塚原俊郎君及び坊秀男君辞任につき、その補欠として小枝一雄君及び安藤覺君が議長の名で委員に選任された。

三月十七日

委員赤澤正道君辞任につき、その補欠として河野金昇君が議長の名で委員に選任された。

三月十九日

委員伊瀬幸太郎君辞任につき、その補欠として矢尾喜三郎君が議長の名で委員に選任された。

三月二十日

委員足立篤郎君、本名武君、松浦東介君、松野頼三君、中村英男君及び矢尾喜三郎君辞任につき、その補欠

として福井順一君、田中伊三次君、青木正君、松岡松平君、神田大作君及び伊瀬幸太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員青木正君、田中伊三次君、福井順一君及び松岡松平君辞任につき、その補欠として松浦東介君、本名武君、足立篤郎君及び松野頼三君が議長の名で委員に選任された。

三月十四日

家畜取引法案(内閣提出第九二号)(参議院送付)

三月十六日

新指導農業団体制定に関する請願外八件(池田清志君紹介)(第一三九〇号)

同(河本敏夫君紹介)(第一三九一号)

同(川野芳満君紹介)(第一三九二号)

同(外十一件)野田武夫君紹介(第一四六三三号)

同(外三件)内田常雄君紹介(第一四六四四号)

同(外六件)福井順一君紹介(第一四六五五号)

同(外六件)千葉三郎君紹介(第一四六六六号)

同(本名武君紹介)(第一四六七七号)

同(有馬英治君紹介)(第一四六八八号)

同(奥村又十郎君紹介)(第一四六九九号)

同(薄田美朝君紹介)(第一四七三三〇号)

同(須磨彌吉郎君紹介)(第一四七四四号)

同(植木庚子郎君紹介)(第一四七五五号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第一四七六六号)

同(神田博君紹介)(第一四七七七号)

同(高見三郎君紹介)(第一四七八八号)

同(西村直己君紹介)(第一四七九九号)

同(外一件)堀内一雄君紹介(第一四八〇〇号)

同(伊藤郷一君紹介)(第一四八一一号)

同(外二件)小泉純也君紹介(第一四八二二号)

同(町村金五君紹介)(第一四八三三三〇号)

同(小林信一君紹介)(第一四八四四四〇号)

公有林野官行造林地の部分権解除に関する請願(池田清志君紹介)(第一三九三三三〇号)

家畜取引法案等に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一三九四四四〇号)

同(池田清志君紹介)(第一三九五五五〇号)

富山県の森林雪害対策確立に関する請願(松岡松平君紹介)(第一三九六六六〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律(案内閣提出第一〇四号)

東京湾におけるのりの被害に関する件

漁業に関する日中両国の民間協定に
関し参考人より意見聴取

○村松委員長 これより会議を開きます。

本日はまず最初に、漁業に関する日中両国の民間協定の問題について参考人より意見を聴取を行います。御承知の通り、去る昭和三十年四月十五日、日本国の日中漁業協議会と中華人民共和国の日中漁業協会との間に黄海、東海の漁業に関する協定が締結され、日中両国の漁船の平和操業等に大きな役割を果たして参りましたが、本協定は本年六月十二日をもって失効いたしますので、さしあたり本協定の有効期限を延長することが、その善後措置について幾多の問題が残されておると思われるのであります。つきましてはこの際、かかる点について、本協定締結に当られました参考人より、本協定締結後の一年の経過及び今後の問題等につき御意見を承わり、本問題に対する基本方針の策定に資したいと存じます。では参考人山崎喜之助君より意見を聴取いたします。山崎喜之助君。

○山崎参考人 日中両国政府による漁業会談促進に關し、当委員会がこれを御審議せられ、かつわれわれ漁業者に事情説明の機会を与えられましたことを厚く感謝申し上げます。

われわれ日本の漁業者によって結成しました日中漁業協議会と中華人民共和国の中国漁業協会との間に昨年四月

締結いたしました黄海、東海の漁業に関する協定は、本年六月十二日をもつて一カ年間の有効期間を満了いたしました。すが、その民間漁業協定の第九条において、日本側並びに中国側の双方の当事者は、それぞれ自国の政府に対し、すみやかに会談を行なつて両国間に漁業協定を行うよう努力する約束をいたしておられますので、われわれ漁業者は、当委員会におかれましてもその実現のために特段の御配慮を賜りたいとお願ひ申し上げる次第でございます。

すでに御承知と存じますが、この民間漁業協定の適用水域で協定いたしました漁業は、通称以西底びき網漁業と称せられ、東海、黄海で操業するトリロール漁業、機船底びき網漁業でありまして、下関、戸畑、福岡、長崎を主たる根拠地とするもので、漁船数七百八十三隻、そのトン数約六万二千トン、乗組船員約一万二千名、年間漁獲高約三十万トン、その水揚げ額は約百三十億円でありまして、漁業としては規模の大きいものでございます。わが国の日中漁業協議会の代表と中国漁業協会の代表と、昨年一月十三日から四月の十五日まで北京で民間会談を行い、有効期間一カ年の民間漁業協定を締結いたしました。本年六月十二日もって期間満了いたしますことは、前に申し上げました通りであります。従前から漁業者の悩みの一つでありました東海、黄海の問題が一応の解決を見、安心して生産ができることになりましたことにつきましては、沖で働く乗組員も、また船主も、それから消費者もともに喜んだのでございます。あとに残る問題は、朝鮮周辺の安全操業

の問題が大きい問題として一つ残つておるのであります。しかしこの一年間に近い漁業協定期間においてわれわれが体験いたしましたことは、双方民間団体の交渉でありましたために、取りきめをなし得る問題にも限度があり、また現在の協定は法的な拘束力を欠きますために、違反防止及び違反者の措置等にも遺憾の点が少くないことであります。さらに両国間には去る昭和二十五年十二月以降昭和二十九年七月に至るまでの間において、中国側に日本漁船が拿捕され、その返還を受けていないものが百四隻、約八千八百トンの措置等が未解決であるのであります。こうした事情でありますので、わが日中漁業協定会は昨年十二月十六日の政府会談促進に関する陳情を行いましたが、当時期間満了前に政府会談の実現は困難と判断されましたので、本年一月中国漁業協会に對しまして、四月初めから東京において第二回民間會談を開催したい旨を提案したのであります。しかるに去る三月二日中国漁業協会より、引き続き政府会談の促進に努力せられたること、しかし依然として政府会談の実現が困難な場合は、現協定の有効期間をさらに一カ年延長することを提案して参りました。本会といましては、中国側提案の趣旨には反対ではありません。しかし現協定の第九条によりまして、兩國政府の會議促進に關して努力する責任があるばかりでなく、漁業資源の保護、漁場の合理的利用、違反防止、過去の未解決の事件の解決等、日中漁業問題の根本的解決をはかるためには、兩國政府による漁業會談を行い、政府間に漁業協定

を締結する必要があると痛感する次第であります。去る十三日日本政府はわれわれの陳情に対し、閣議了解事項といたしまして、日本国と中華人民共和国の漁業問題に関する政府間の会談は、両国の正常な国交を前提とするものであつて、現在の情勢から見て直ちにこれを実現し得ない事情にある、よつてこの際従来通り両国関係業者間の協定によりこれを処理せられたい、こうした旨の通知を受けましたので、今直ちに両国政府間の会談は困難であらうとは存じますが、当委員会におかれましてもわれわれ漁業者の実情を御推察下さいまして、われわれ漁業者が要望いたしますところの両国政府の会談の促進につきまして特段の御配慮を賜われますれば、われわれは非常に仕合せだと考える次第でございます。

以上、御陳情を申し上げる次第でございます。

○村松委員長 参考人に対する御質疑

○田口委員 参考人に簡単に御質問いたしたいと思うのですが、この東支那海、黄海の漁業問題につきましては、多年拿捕事件その他が起りまして非常に困った状態にあったのですが、昨年に日中漁業協定ができてましてほんとうに安心して漁業ができるようになったことは、業界のため国家のために非常に喜ばしく存じておる次第でございます。不安ながらやる仕事と安心してやる仕事、この間には増産という関係におきまして顕著なる効果が出ておりますかどうか、まずその点をお伺いいたします。

○山崎参考人 協定が成立いたしましたし、
て、沖で働く漁師が安心して操業でき

るようになったということを非常に喜んでおります。その結果は能率が上っております。また非常に不安を持っております。出漁することを慮慮していた漁場へも出漁するようになりました。そういうふうな意味で操業度合いというものは二〇％ぐらい増してきたということでございます。漁獲が約二〇％ぐらゐは増しております。それから、その増した結果においては若干の漁価の低落は免れませんが、今まで不安のために保険を付していたとか、あるいは稼働率が低かったとか、あるいは沖合いでおそれて漁網を切つて避難したとか、そういうような意味の消極的な経費の支出が省かれます。漁家経済の上においては相当に貢献したものであると思っております。

○田口委員 昨年協定されました内容を見ますと、禁止区域があるし、また

隻数を決定して、その隻数だけしか操業できないような区域がある、こういうような協定でございますが、あの協定で実際に仕事をされて、著しく不便だというような点はありませんかどうか。

○山崎参考人 協定に含まれない水域がございます。その含まれない水域は中国側の軍事に関する水域と、中国側の資源保護並びに沿岸の小漁業保護のために設定されたと思われる中国側の機船底びき網禁止区域がございます。これらの区域については、協定の際中国側の主張は、中国政府が決定した区域であるので、この区域を議論することは中国の民間団体としては不可能のことであるから、これは除外された区域として話を進めたい、こういうことでございました。そういう意味で、わ

れわれはこの軍事区域についても、中国が設定した中国の底びき網禁止区域についても相当の意見を持っております、しかしながら協定を成立させるためには、やはり中国側の中国漁業協会が協定し得る区域について話し合う以外には方法がございませんでしたので、この中国漁業協会が日本の日中漁業協会と話し合い得る区域を協定水域とした次第でございます。

それからその漁業の協定水域の中に六つの区域をきめております。この六つの区域は日本の漁船と中国の漁船とが盛漁期にはそこで非常に立て込む、そうすると非常に問題を起すであらうということが予想された区域でございます。その最盛漁期と、それからできるだけ狭い範囲の区域とすることを協議いたしましたして、その中に入る漁船の数を協議決定したわけであります。その協議いたします際は、お互いに希望の隻数を述べ合ひまして、そして非常にその数が多くて、将来ともそこで問題の起きるといふことがある場合には制限し合うこともやむを得ないと思ひましたが、まずお互いに希望の数を述べ合おうではないかといふことにいたしましたして、お互いの希望の数を述べ合ひました。その結果がそのくらいの数ではそう大きい紛争を起すようにも思われませんので、お互いの希望の数を認め合つたといふのがこの六つの区域の制定とその中に漁船の入る数を決定した事情でございます。現在もその中ではそれほど競争または紛争といふようなものは起きていないようでございます。

○田口委員　一カ年間協定を実施されました結果、協定当時におきまして

あったようでございますが、もちろんこの漁業を管轄する当面の官庁として、この日中漁業協定の重要性、しかも第一回協定書の中に明記されておる政府双方間におけるところの協定条項というものの、希望条項というものの、これらの面を取り上げて政府当局あるいは大臣に対して、強く水産庁としては要する責任があると私は思う。今まで

どの程度に外務大臣なりあるいは農林大臣なりに要望をしてこられたか、おそれ十分現在までの情勢を分析し、そうしてその効果等を数字的にあげて御要望されたことであると思うが、非常に重大な問題でありますから、今後とも所管大臣または外務大臣に對して、あくまでも速急にこの日中の漁業協定は、双方の政府間においてなすべきが最も正しいのだということを、主管庁である水産庁が強く要望されることを希望いたしておきます。御答弁は求めません。

○村松委員長 参考人に対する質疑はこれにて終了いたしました。
参考人にはどうもありがとうございました。

○村松委員長 引き続き東京湾のノリの被害について調査を進めたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○村松委員長 御異議なしと認めます。

発言の通告がありますのでこれを許します。福井君。

「議事進行」と呼ぶ者あり

○福井(順)委員 最近わが国の近海において油による被害が続出してありますが、ことに東京湾内における被害がまことに甚大なるものがある。特に一昨年二月からの被害だけでも、おもなもので一昨年二月の廃油の被害並びに重油運搬船による被害、昨年一月三十一日の廃油の被害、十一月十七日の運送船による油の被害、本年の館山地区における一月九日、二月一日、四日と連続した被害、二月十一日の油の被害、三月十三日の第十住吉丸の重油

による被害等、その他数えるにいとまがないというようなたくさんの被害があるものであります。こういうことを放置していったならば、東京湾内の浅海漁業並びにノリさく業は全滅に瀕すると言つても言い過ぎでないというような状態でありまして、これはこれらに従事する数十万漁民の重大なる生活権の問題でもあるのであります。どうも今までのこの問題が等閑視されていふというふうな傾きもあるものであります。私は昨年の六月九日に、ちょうど同様な被害がありまして、千葉県の木更津市の江川から君津郡の富津町に至る約二十キロの沿岸に非常な被害があつて、その総額は一億一千二百万円もあつたので、本委員会におきまして質問をさせてもらったのであります。が、その場合、これは立法措置を講じて抜本政策的にこれらの被害を取り除く方法を講じなければならぬということをお願いしたのであります。これは単にわが国だけでなく、世界でも非常に油の被害は問題になっております。二十九年の四月、ロンドンにおいては、油による海水汚濁防止のための会議が催され、三十二カ国が参加して、わが国からも代表が出席してゐる。そこで昨年の六月九日の本委員会における質問におきまして、水産庁長官にこれらの被害を防止するための立法措置を講じなければならぬということとを強く要望いたしました。たまたま川村委員や田口委員からも、水産庁長官に對しまして非常に強く立法措置を講ずべきだという要求があつたのであります。その後一向に音さたがないやうであります。一体その後どういふふうになっておりましようか、水産庁

次長の御答弁を承わりたい。

○岡井政府委員 ただいま福井先生からの御質問に對しては、当時漁業災害について、年々歳々同じような残念なケースが出るというところは忍びがたいという御趣旨で承つたのでございまして、これを救済する方法として、保険制度によるか、共済制度によるかという二つの考え方につきまして、急速にはいきませんので、一応調査をして適當な結論を得たい、かように存じまして、一昨年から共済費を計上し、今年は昨年よりも増額いたしました。府県の方の関係職員も動員して調査するということに相なっております。調査して第一に資料を固めて結論を得たいという目標は、やはり位置漁業であるとかあるいは区画漁業、いわゆるノリ漁業のようなものの中に入れてございまして、今後一年もしくはそれ以上かかるかもしれませんが、あるいは結論が早く出るかもしれません、が、相なるべくはただいま福井先生がおっしゃられましたような点の結論を得たいというので、われわれは目下鋭意進めておるわけでございまして、その点あしからず御了承をいただきたいと思ひます。

○福井(順)委員 私はどうしてもこれは立法措置を講じて、そして油の被害を根本的に排除しなければならぬと思ふ。そのためにはもう少し水産庁が熱意を持って立法措置を講ずるようになりてほしい。先ほど川村委員に伺いますと、どうも水産庁の方であまりやっておられないやうであります。議員立法としてやらなければ仕方がないだらうということでも着々御準備はしておられるという話を聞きましたけれど

も、議員立法よりも政府でやれば一番簡単に行くことであるから、私はどうしても政府の方で立法措置を講じられるよう強く要望するものであります。もう一回水産庁次長のこれに対する見解を承わりたい。

○岡井政府委員 先ほど私がお答え申し上げましたのは、思はざる漁業の被害といひますか、不漁というか、そういうふうな場合に処する対策としての考え方でございまして、ただいま福井先生重ねて御質疑の点は、おそらく水質を汚濁されたために生ずる思はざる損害に對する場合であらうと考えられます。後者の場合でございまして、今議員立法でございまして承知いたしております水質汚濁に関する漁業損害に對しての調整的な法律ということであらうと考えます。これは近く議員立法として実際に国会へ提出されるやうに聞いておりますが、政府立法にいたしますと、水質関係は関係省が少くとも三省以上にわたりますので非常に手間がかかる、かように考えますので、切急な場合でございまして、国会の方から議員立法で御処置願う方が非常に早いものではあるまいか、かように考えております。

○福井(順)委員 今までの被害に對しても、どうも十分なる対策も救済策も講じられておられない。先ほど申し上げました一億二千万円の被害に對して、先般防衛庁からわずか五百五十万円の見舞金が出されてこれでケリになっておる。たまたま私は外国に行つておりましたので、これについての運動をすることができなくてまことに残念であります。一億二千万円の被害に對して、わずか五百五十万円の見舞金で

はお話にならない。つい二月の十二日も廃油の非常に大きな被害があつた。千葉県の富津町地先第一海堡より君津町坂田地先海面に及ぶ長さ十キロ、幅一キロの帯状になつた重油の廃油が漂つて、目下最盛期のノリに大被害を与えた。その被害額は一億三千九百三十三万四千円に達してゐる。これは三年間同じ時期に同じようなことで被害が起つてゐるわけでありまして、水産庁としてはこれに對してどういふ救済策を考えておられるか、御答弁願ひたい。

○岡井政府委員 ただいま御指摘になつたケースについては、これはたしか港則法の適用区域だと思ひますが、しからばこの場合におきましては加害者があるわけではございまして、いわゆる油を余分に流したということに相なるかと港則法の違反ではあるまいか、かように考えられます。こういう場合の損害につきましては、民事関係によつて加害者と被害を受けた側におきまして適當に折衝せられるというのが普通でございまして、国の方でとられる場合といへば、天変地異による場合とか、いわゆる人為的な場合でないやうなものを取り上げて将来考えたい、かように思つておる次第でございまして、今の場合、加害者があるにもかかわらず、それを直ちに国が全面的に見るといふやうなケースはなかなかむづかしいのではあるまいか、かように考えております。

○福井(順)委員 私は加害者の犯人捜査がたいへんむづかしくてこれをやらなければならぬということでは、私費を投じて一年間一生懸命に犯罪を捜

書いたしまして、個人でやったわけですが、大体今油の輸送業者の加害者らしきものを突きとめた。これは横浜市に在日米軍調達本部TPAというものがあって、対駐留軍船の廃油の処理を扱っている。今この業者は日新運輸倉庫株式会社、昭和油槽船株式会社、横浜海運倉庫株式会社、富士交易株式会社等である。この契約は朝鮮、沖縄方面並びに各地から本船が横浜、東京、横須賀に入港した場合、契約の締結業者は百トン、二百トンのタンカー船を本船に積り廃油を積み取り、これを神奈川、千葉、茨城、山梨の諸県を結ぶ線より以南に投棄することに占領期間中はなっておった。現在は港則法により投棄されておる。しかも一回の廃油の投棄量は二、三百トンから航空母艦などがきますと、一回二、三千トンにも及ぶことがある。それでこれが港則法に基いて廃棄されておればいいのでありますけれども、非常に近海に廃棄されておるといふことから、この油が東京湾内に流れて浅海の漁業やノリ業者にまことに甚大な損害を与えておるといふことになったと私は見ておるのであります。そこで昨年の十月に海上保安庁に非公式に資料を提供いたしました調査方を依頼したのであります。その後一体どういふことになったか、これを承わりたい。

それから時間がございませぬから、もう一つ最近に起きた問題をここで具体的に話いたしますと、昨年去る二月十二日の廃油被害事件については米国の運搬船ゼネラル・ミッチェルのビルジを廃棄するように請け負ったのであるが、日清運輸倉庫株式会社でその下請をした横浜海運倉庫株式会社がま

たさらに下請をした第一東邦丸と第三海栄丸がこれを捨てたのであります。二月十一日午後一時から午後九時五十分までの間に、四回にわたってゼネラル・ミッチェルのビルジ五百トンを富津沖の第二海堡付近に投棄した事実がある。これらについて海上保安庁はどういう処置をとられておるか、これを一つ承わりたい。

○島居政府委員 二月の事件発生当時、十一日から十二日にかけて、東京湾の海堡の北方海面において漂流しておる油があるというのを認め、船も四隻探知いたしました。それからまた当時の状況を聴取することができたようなわけであります。さらにまた漂流しておる油と関連して、先ほど御指摘のような港則法の違反があると思われる船舶の手がかりを得ましたので、名前はまだ捜査の段階でございまして、ちょっと申し上げにくいのであります。目下その容疑船につきましても、廃油の投棄をやった事実を突きとめて、またその投棄の時刻とか、場所等につきましても調査しておる実情であります。これらの廃油、漂流油としまして千葉県の海岸のノリひびについて油等の関連性についても調査を進めておるのであります。この油の鑑識につきましても、それぞれ権威のある機関、たとえば日石とか丸善とかその他の権威ある機関に依頼しまして、同じものであるかというのを研究しておるわけでございまして、港則法違反の事実是非常に容疑が濃くなっておりますが、そのうち近く同じものであるかというにつぎまして調査の結果を待つて御報告いたしたいと思

います。

○川村善委員 関連して。ただいま福井君の水産庁次長に対する質問の答えはまことに不可解でございます。と申すのは、三年前から予算をとって調査しておるが、まだその調査が完全でできておらない、かように私は考えますが、三年も調査してもまだその結論を得ないといったような答弁は、水産庁としてはまことに遺憾な答弁ではなからうか。少くもこのくらい大きな問題として取り上げたのは、本委員会です。問題としてほとんどこの国会始まってからないと思っております。しかも、補償の措置等はどの段階でないといたしたような腹において答弁されておるようであります。この問題については、すみやかにほんとうに乗り出して、みずからが立法措置に出る、そうして委員会の審査を待たなければならぬという段階まで来ておるのに、いまだにそういうこと責任のないような答弁に、いささか私は遺憾の意を表するといふばかりでなく、水産庁の無責任な態度を責めなければならぬと考えております。

それからさらにもう一点ございします。何かしら議員の方で研究しておるのだ、だから油に対しての研究は必要ないのだというような含みのある答弁をされておるのであります。これをばさようではございせん。私今試案を持っておりまして申し上げます。第九条の第三項第三号で、こういうことを織り込んでおります。「有害物質を排出し、または遺棄する工場、鉱山、船舶等において水質保護のためとるべき措置」云々、こういうふう

に船舶から油を流して水質を汚濁する、

極端にいいますならば、ノリ等の被害に対して関心をもちてわれわれもやっておるのであります。それを知らないうち、こう言うておられますが、この立法のいわゆる原案の措置を講じますにも水産庁からも出席させて、それぞれわれわれは意見を問うてやっておるのであります。ところがあなたの部下があなたに報告しないからわからないのかもしませんが、いざにしろも鉱山であらうと工業であらうと、あるいは船舶の油の流出によるところの被害であらうと、被害には変わりはないとせんと。また被害があることは水産庁当局としても認められておるはずであります。従いましてわれわれといたしましては、せめて今国会に水産庁から原案の立法措置をせられて、そうしてわれわれに審議をさせるべきであるというように信じておったのであります。が、遺憾ながらその措置をとらないために、われわれは今研究を続けて大体原案ができたのであります。そこで私から質問をすることは、議員の方で立案しましたものでも、もし水産庁にこれを提示して水産庁の御賛成が得られるとするならば、政府提出として水産庁はその措置をとる御意思があるかどうか、もし御意思がないとするならば、この水質汚濁なり、あるいは油の流出によって被害を受けたものに對して無関心であると言わざるを得ないものであります。この点について水産庁次長はどういう考えを持っておるか。極端に言うならば、われわれから提示いたしましたならば、直ちにこれを政府提出として政府から国会に提出させる御意思があるかどうか、この一点だけをお伺いしたい。

○岡井政府委員 若干私の言葉が足りなかつたのかどうか知りませんが、誤解に基く点もあるやに思われますので、一応釈明した御答弁を申し上げます。

油の關係については、ただいま御研究されておるものの中に織り込んでいないという意味で申し上げたのではない、福井先生の御質疑の油の問題について、国の方で漁業関係の油の問題について、共済制度あるいは保険制度のいづれを選ぶかという現段階における調査というものは、それは自然的な不可抗力的なものを対象として取り上げてやるわけ、今の福井先生の言われる油につきましては、人為的なものによつて損害をこうむつておるようなケースでありますから、これは加害者と被害者との民間における民事関係の問題である、かように申し上げたのであります。法律と直接からみ合せて申し上げたつもりではなかつたのであります。が、その点一つあしからず御了承いただきたいと思ひます。

なお、政府提案でなせ出さないのかと言われますが、これはずっと前に水産委員会がございました時分にも御要望がございまして、そのときから厚生省、通産省、農林省等の事務当局の連絡会を持ちまして、絶えず早く水質汚濁に関する立法化を政府でするようというところで進めて参つたのであります。が、各省との連絡協同がうまくいかず、結論を得ないのでやむを得ず延引しておるのに業を煮やして、それに関係ある人たちが議員さんの方に非常な御要望もありましたので、議員さんの方で取り上げになつて、議員の方で一つ研究してやろうというあたにか

お志で議員立法の運びになるやに聞いておられます。政府において出せと言われまして右のような事情でありますので、どうぞあしからずお願いしたいと思ひます。

○川村(豊)委員 それでは、次長はわれわれの立案したものに意見の一致を見ましたならば、これはもちろん各省に連絡をとらなければならぬでしようが、いわゆる政府提出として直ちに今国会に提出するという所存があるかどうか、これを最後にお聞きしておきたいと思ひます。

○岡井政府委員 この際に議員さんの方で御研究になったものを、すぐにお前の方で身がわりに政府立法を出せと言われまして、政府立法で出す場合には、もう少し各省との連絡とかいろいろな関係の事務的なあやがございまして、とても間に合わないと思ひますので、一つ急いで御処置願うのでございまして、どうぞ議員さんの方でお願いしたいと思ひます。

○村松委員長 午後一時半再開することにしたしまして、休憩いたします。
午後零時十一分休憩

午後二時二十四分開議
○村松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案及び飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたし、審査を進めます、質疑を続けます。小川(豊)明君。

○小川(豊)委員 飼料需給安定法に関してお尋ねいたします。過般調印が行われた第二次余剰農産物協定によって、六百四十万ドル、ちょうど数量に

して十一万トンくらいになると思ひますが、トウモロコシその他の飼料用穀物が入ってあるわけでありまして、これは第一次協定には全然なかったものであります。どういふわけであつたのか、またこれと関連して農林省はどういふような飼料需給計画を立てておるか、この点をお聞きしたい。

○渡部(伍)政府委員 お話のように、第一次協定では飼料を購入する計画はなかつたのでありますが、第二次計画となつたのはトウモロコシその他の飼料として六百四十万ドルを計上しております。これはトウモロコシあるいはコウリヤンを相当輸入しておりますから、これを余剰農産物の中で買つた方が都合がいいというので買つたのであります。お手元に前に配付した資料の中に、輸入実績の表がありますから、その表でござらんいただきます。通

り、トウモロコシ、コウリヤンは相当輸入しております。これをトウモロコシその他の飼料としたのは、最も有利な条件のものをこの金額で買う、その対象としてはトウモロコシまたはコウリヤンということで考

えておるのであります。私の方では従来トウモロコシ、コウリヤンを買つておりましたので、余剰農産物で買つた方が条件がよろしいという前提で、トウモロコシ、コウリヤンを第二次協定では買うことにしたのであります。

○小川(豊)委員 そうすると、第一次協定にはなかつたものが、今度の第二次協定ではこれが六百四十万ドル入つたのは、条件が最もよいから買いに

なつたということですか。
○渡部(伍)政府委員 前年度は向うよりトウモロコシ、コウリヤンを余剰農

産物として売らただけの申し出がなかったわけでありまして、ことしは申し出がありましたところ、余剰農産物で買つた方がよろしいという結論を出しまして入れたのであります。

○小川(豊)委員 昭和三十一年度から持ち越されてゐるのは九万トンくらいあると想像するわけですが、これはどういふ理由で持ち越されておりますか。

○渡部(伍)政府委員 昭和三十一年度から三十一一年度に九万トン持ち越すのはふすまでありまして、これは先般御説明申し上げましたように、二十八年から二十九年にかけてふすまが非常に私底

して、ふすまの価格が上りまして、そこでこれに対する対策をどうしても講じなければならぬというので、三十年

度に入りましてから、飼料需給調整法に基き買入れ売り渡しに依り、買入れ価格と売り渡し価格の差損を食

管特別会計で持つという制度にいたしました。従来は、国内のふすまの相場

があるいは需要家から見ればふすまの価格が相当高かつたのを、安く売れるような仕組みに財政的な裏づけもできなかったもので、三十年度に入りましてからふすまの買付を急ぎまして、十萬トン以上のものは買付ことができたのであります。しかるところ、秋に入りまして

数カ月を要しましたので、秋になって豊作になりましたも、途中で取り消すということができなかったような関係がありまして、三十一年度を持ち越す数量が相当できたのであります。これは初めてふすまの国内の手持ちを需要以上に見持つことができたのであります。以上一見持ち越しが多いようでありまして、飼料需給安定法の面におきましては、非常に有効な作用をしておると考

えてあります。
○小川(豊)委員 去年買入れ入れた中の九万トンを持ち越してしまつた。これは日本が豊作であつたため、その需要

がそれほどなかつたから持ち越したということではあります。ところが三十一年度の需給計画を見ますと、またさ

らに五萬トン買入れ入るといふことになつておるわけでありまして、ところがこの飼料需給安定法の一部改正の第八

条の三項を見てもみますと、こういう古いふすまを九万トン持ち越して置く

と、その品質が低下することは当然であります。従つて価格も低下するだらう。さらにこれに対して九万トンのほかに倉敷の金利あるいは管理費等の膨大な費用がかかるのではないかと。そういう古いふすまを持ち越しておくといふ質も低下するだらうし、そういう費用もかかり、非常に高いものになつてしまふ。それも今度は逆に品質が低下したもので、業者はこれを安く払い下げる。安く払い下げるための欠損といふものは食糧会計で穴埋めしておる。そういうことになつて、非常にこの点では不手ぎわが出てくるのではないかと、こういうものに対する対策をあなたの方ではどういふふうに考へておられるか。

○渡部(伍)政府委員 日本産のふすまと輸入ふすまとは、従来約五%の価格の格差をつけておるのであります。現在までのところそれ以上の品質の低下といふものは輸入ふすまについては認められません。これが品質が変るといふことも考へておられません。ただ私どもが心配しておりますのは、六月、七月にかけて梅雨に入りまして、高温多湿になつたときにそういうことが起りはしないか、こういう心配があるもので、その梅雨を越す場合は品物を入れたて越させたい、こういうのが今度の法律改正の眼目でありまして、従いましてそれまでに、九万トンというのはこの三月末から三十一年度を持ち越す数量でありまして、四月、五月にも売り出します。そうしまして予算上では六、七、八に各月一萬トンを計上

れかから、こういうふうに一応計算しておられますけれども、私の方では法律が通りますれば、四月から荷口ごとに当りまして品いたみのおそれがあり

うなものから買いかえていこうと思つております。いいものはどんどん売っていきま。従いまして品いたみによつて政府がよけいな損害をこうむると

いうことは一応考へていないのであります。ただあと四、五、六と一般的に売り出すのは、三萬トンだけ買いかえ

する予算の計画になっておりますが、それまで六萬トンはなかなか売れないと思ひますので、買いかえ三萬トンのうち買いかえないでいいものがある程度持つていかなければならぬ。あるいは買いかえを三萬トン以上になければ

いふことは保障できないのであります。今食糧事務所に一々当らせまし

て、売り出しも各旬、二十二日に今度
売ります。それから月末にも売り出し
ます。少しずつ順々に売り出しまし
て、財政上の負担ができるだけ少く
済むように努力しております。

○小川(豊)委員 品いたみは考えてい
ないというお話ですが、また品いたみ
がない方がいいし、そういう措置もと
られると思いますが、相当の品いたみ
を考えるとすれば、六月以前に入れ
全部出してしまいい、六月以前に入れ
なければいけないのじゃないか。そ
うなるとこれはなかなか困難だから、
品いたみというものは相当考えてい
なければならぬはずである。にもか
わらず、金利、倉敷、管理費だけでな
く、相当品いたみがあると考へてお
るから食糧会計に持ち込まなければな
らないと思うのです。品いたみはない
ということを考えているのですか。

○渡部(伍)政府委員 現在のところは
去年の暮れからずっと詳細にわた
るのですが、これは何と申しますか、保
管を担当して食糧庁自身自身が非
常に慎重に調べております。そして張
りつけの方法とか、随時食糧庁長官の
方から食糧事務所の方を警備してず
とやっております。今のところは、水
分からいって一四%以下ならば品
いたみはないのでありますが、今
まで見たところでは、大体一三%から
一三%くらいの水分でありまして、非
常にいいような状態になっておりま
す。ただ先ほども申し上げましたよう
に、今よくても梅雨にはどうなるかと
いうことが心配でありますから、それ
に対する処置として買いかえあるいは
交換の処置を考へておるのでありま
す。

○小川(豊)委員 それはいいと思うの
です。そこで九万トン輸入したものを
三十年度で払い下げておりますね。払
い下げておる価格と、輸入した価格の
差額はどのくらいになっております
か。全体のうち払い下げたもののほ
どのくらいですか。

○渡部(伍)政府委員 先ごろお配りし
ました資料の十ページの昭和三十年度
輸入飼料の政府の買入及び売渡状況と
いうところに出ております。ふすま
申しますと十萬五千九百九十九ト
ン、最低二萬四千二百七十七ト、平均が二
萬七千四百五十二トになっておりま
す。それに対して売渡しが下の
方になっておりますが、二月九日現在
で一萬一千六百六十八ト、これはこの
表を作るまで、一月末までに売った数
であります。その平均価格が二萬二
千三百一十一ト、こういうふうになっ
ておりますので、トン当りにして約
五千元ばかりの差額が出ておる、こ
ういうことになっております。

○小川(豊)委員 平均二萬七千四百
トくらいで買入入れて、二萬二千三百
トくらいで売りますから、トン当り五
千円損する。そこで、こういうふう
に業者へ安く売らなければならぬ、こ
の売ったのがいい悪いの問題ではな
く、もう一つお聞きしたいのは、こ
ういふものを払い下げるのは、これ
こへどういう手続で払い下げるの
ですか。

○渡部(伍)政府委員 本日お配りした
しました表の四枚目を見ていただきま
す。昭和三十年度政府所有輸入飼料
の売渡実績」という表を出してあり
ます。これは先ほど説明した時期以後に
売り渡した数量が入っておりますの
で、数字はちょっと変わっております
が、ここに掲げておりますような各種
の団体に売り渡したのであります。

○小川(豊)委員 これを見ると、これ
は大体実需者団体に払い下げられて
おるわけなんです。そうすると、この中
に日本飼料というのがありますね。
これは相当大量のものがいつているよ
うになっておるのですが、この日本飼
料というのは輸入業務をやる会社であ
ると私は聞いておるのですが、これは
実需者団体としてあなたの方は両方
取り扱っておるのですか。輸入業務を
取り扱う団体であり、なおかつ実需者
団体である、そういうふうな取扱いは
なさって払い下げておるのでありま
すか。

○渡部(伍)政府委員 輸入業務と、そ
れから保税工場を代表する実需者、配
合飼料を作る実需者団体の資格になっ
ております。

○小川(豊)委員 ここは輸入業務を相
当やらせておられます。私は輸入業者と
記憶しておるのですが、この点はど
ういうことですか。

○渡部(伍)政府委員 両方の資格を
持っております。

○小川(豊)委員 そうするとこれは輸
入業務を扱いながら、なおかつ実需者
団体であるということですが、そうい
う特権を与えられておるものはこれ
一つしか見当たらない。この中ではか
いございますか。もし一つならば、どう
いうわけでこの一つがそういう二つの
特権を与えられておるか。どうい
う規則でこういうものが与えら
れておるのか。

○渡部(伍)政府委員 輸入業務を行
なっているのは、この中では日本飼料
だけでありまして、この日本飼料は、保
税工場の約六十社余りの人が一緒に
なつて作つておるのであります。これ
が設立されたのは二十八年四月であ
りまして、輸入業務は去年から始めた
のであります。

○小川(豊)委員 こういうことはおか
しいと思いませんか。輸入業務を扱
う者は輸入業務を扱う者、実需者団体は実
需者団体であるにかかわらず、この一
つのものに輸入業務と実需者団体との
二つの特権を与えておいて、あなた
の方でかかしく思わないですか。それ
以上には言いませんが、農林大臣が社長
であつて今度やめたでしょう。そうい
うような特権をここにだけ与えてお
ておかしいと思いませんか。これは区
別すべきじゃないでしょう。輸入業務
は輸入業務、実需者団体は実需者団体
で二つでやつてもよいと思ひますが、
ただ一つの会社に二つを与えておく
ということはおかしいと思ひます。し
かも一方において、自分が農林大臣であ
るので、こういうふうな特権を自分が
社長をやつておる会社に持たせておく
ということとは非常に不透明な感じを
与えておることになります。どうい
うわけにこれに二つの特権を与える
ことができるか、ほかのところではどう
申請したてできないのですが、この点
をお尋ねしたい。

○渡部(伍)政府委員 これは御承知の
ように、昨年飼料貿易株式会社という
ものを合併いたしました。その飼料貿
易株式会社の輸入しておたものをそ
のまま引き継いだのであります。実績
を持つて一緒にしたのであります。

て、それを禁止するというわけにも
いけません。この会社だけが両方の事
業をやることになっております。

○小川(豊)委員 あまりくどくなるの
でこの程度にしておきますが、それ
は、ほかのところでもそういう輸入業務
を扱つておるところと実需者団体が一
緒になつて申請したら、あなたの方
では許しますか、おそろしく許さないだ
ろうと思ひます。そういうことは飼料
政策というものは成り立たないと思
ひます。飼料供給調整法というものは死
んでしまふじゃないですか。そういう
ことを許しておきながら、ほかには許
す意思がない、一つだけ許すというこ
とは不透明ではないか。しかもその社
長が農林大臣であつたというこ
と、なおさらそこに不透明な感じを
与えるのではないかと、そういうことは
やめられたらどうかという意見です。

○渡部(伍)政府委員 この日本飼料
のものが農林大臣でない配合屋さんと
一緒になつてできておるのでありま
して、そういう性質の会社が輸入業務を
行なつておる会社と合併した、その際
にそれを禁止するわけにはいかない、
これは一般的な原則ではないかと思
ひます。その後そういうケース
が起つた場合に、やはりこれが前例に
なつておる同様な取扱ひをしなけれ
ばいけないという場合も出てくるかと思
ひます。しかしお話のように、もしか
らに両者の性格を兼ねておるがゆえに
飼料供給安定の建前において弊害があ
るということでありまして、十分
検討しなければならぬ問題だと思ひま
す。現在のところ輸入は輸入、政府
の特別会計で持つておる飼料の払い下
げは払い下げと、全然切り離した関係

のない仕事になっておりますので、お話のような心配はないと思ひます。

○小川(豊)委員 飼料需給調整の安定法を出すという事は、飼料価格を一定に安定させておこうという建前を出されるわけで、従つて畜産の振興ということが基本原則になるわけですから、輸入する会社と実需者団体と一緒にして、それでよろしいという事は、安定法の精神からいってもおかしいじゃないかと思う。やはり輸入なら輸入、実需者団体なら実需者団体と規定していかなくてはならぬ。この法案自体というものがおかしくなる。この場合そういうことをお考えにならないで、さういふことをお考えにならないで、さういふふうなものがどんでんきていったらば、もうかることなら業者はやりません。出てくれば、これは安定法自体の精神というものは死んでしまふじゃないか、さう思うが、あなたの方はさう思ひませんか。

○渡部(伍)政府委員 現在までのところ、さういふ弊害が出ておられませんので、要するに一べん特別会計が買ひ上げる場合、それと売り渡す場合に、両方の価格操作ができるようになれば弊害が起きます。現在それはきちつと断ち切られておりますから、これが実需者団体であるといへども、直ちに価格操作することはできませんから、弊害は起らない、さういふふうな考へております。

しない方がよいと思ひます。さういふ弊害がないから残しておくといいならば、あとから申請してきた場合、許さないわけにいかないでしょう。そのときになって、弊害が出てきたから今度切ろうといつたつて、分離しようつたつてなかなか困難です。初めからさういふことをなくしておく方が賢明な正しい行き方です。しかも、あなたは今さういふ御答弁をなさつておられますけれども、世間では、農林大臣が社長であつたから、ここだけはさういふことをやれるんだ。ほかのものはやれぬのだ。さういふ感じを与えるようなことは、飼料行政としてやるべきでない。ほかの大臣ならいざ知らず、農林大臣はそれはやらぬ方がよろしい、さういふことなんです。

○渡部(伍)政府委員 たまたま農林大臣が元社長であつたからさういふいろいろな考へ方が出てくるというものは、困つた問題だと思ひますが、飼料の輸入については、従来の実績をもとにして毎年輸入商社を指定しておりますので、従来の実績があるのにそれを落してしまふといふことも、これまた片手落ちの感じがします。日本飼料の落ちの感じがします。日本飼料の落ちに実績を持つたものは、合併した場合に落ちたといふわけにいかなくなつたのでございませう。申し上げますように、さういふいろいろな考へ方が外であるといふことは遺憾であります。今までのところさういふ心配は私どものところでは全然ありません。従ひまして、さういふ誤解がないようにわれわれの方で宣伝するのが最上の策ではないかと考へております。

来られたのであなたに申したのですが、大臣が来たら大臣に話した方がよいと思つたのです。しかしこれは古いことわざに、李下に冠を正さず、瓜田にくつを入れずといふことがある。初めから冠をとつて李下に入つちやいかぬ、くつを脱いで瓜田に入つちやいかぬ、これはさういふ形に出てくるから、農林省全体としてさういふ疑惑を招いてゐるようなことがないよう、今後注意なさつたらどうかといふことだけを申し上げておきます。

○村松委員長 芳賀貢君。――出席し、侯委員要求の政府委員は出席しておりませんので、これはあと回しにいたします。

淡谷君、残余の質疑をなさいますか。――淡谷修蔵君。

○淡谷委員 この間の要求によりまして資料が提出されましたが、この中のマニトバ小麦の横流しの件でございませう。この横流しの説明の中に、三十年五月あるいは六月の分につきまして、県畜連が金融事情のために他の商店にこれを転売したといふふうになっております。一体県畜連がこの小麦を売り渡しました場合には、向うの要求で売り渡したものでないですか、それとも割当をして渡したものでないですか。

果の連合会の要求であります。

○淡谷委員 この金融事情が非常に逼迫した場合、何らか横流しをさせないような手が打てなかつたかどうか。

○渡部(伍)政府委員 私の方では横流しがあるという前提ではやつていない。この二十八年五月の事件は国会でも非常に問題になった事件でありまして、これは御承知の通りでございますが、さういふわけでやましく言つておつたんであります。それからまた飼料が十分でないという前提でありましたから、横流しをするといふことは予想もしなかつたのであります。

○淡谷委員 これはこの前に配付になりました資料に比べてみますと、この横流しの事情には非常にデリケートなものがある。三十年の五月、六月といふのは、ふすまの価格が非常に暴騰しているのです。この暴騰している場合に小麦を金に困つて売つたなんていうことは、普通常識じゃ考えられない。従つて、ここから今度の安定法のいろいろな問題も出てくるのでございませうが、その出ました動機はまづいとしておきまして、これによつて政府は売り渡したものは買ひかえのため約六億円の損を見越しておるようでありませう。これは一体売り渡す場合にどれくらい価格を下げて売ろうといふのですか。

○渡部(伍)政府委員 横流しして売つたのはお話を通り、その当時ふすまの値段が非常に高かつたから売つたのであります。そこでお尋ねの買ひかえの場合にはどういふ価格にするかというお話であります。これは時価をにらみて入札に付そう、さういふことでござ

います。

○淡谷委員 買ひかえをする場合、どれくらい品質が変つた場合に買ひかえさせるつもりですか。

○渡部(伍)政府委員 買ひかえをする場合には、品質が変つたものを買ひかえをする考へは持つておりません。品質の変るおそれがあるから変らぬ先に買ひかえしよう、さういふ考へであります。

○淡谷委員 品質の変らないものであるならば何も損を見越さなくても、普通のルートによつて売つていたらいけないですか。

○渡部(伍)政府委員 先ほどの資料の十ページでござん願ひますように、買ひ入れ価格の平均が二万七千円でありまして、市価は二万二千三百円になつております。それが包装込み一袋当たり六百六十九円になつております。六百六十九円というものが大体市価になつておるわけでありませう。われわれとしてはこの六百六十九円よりも将来はもっと市価を下げたいと思つておりますから、これよりもっと安くすると思ひますが、それに対して政府が買つておる価格は加重平均二万七千円、すなわち三十キロ当り八百二十三円になつておりますから、どうしてもその差額が出てくるわけでありませう。

○淡谷委員 大へん受け取れない御答弁なんです。これは買ひかえする場合、ふすまに關しましては十一億五千六百万円という膨大な損を見越しておられる。品質が變つていないものは、買ひ下げを受ける商人が安く受けましても、そのときになつて小売あるいは一般の需要者が安い価格で買えるという自信がございませうか。あなたは需要

供給の關係で値が上り下りすると言った。しかし今の場合は商人にこれを預けましても、小麦でさえも横流しをする。変っていないふすまをストロップして一般の需要者に売り出さなければ、毎年の例で五月、六月は高くなっているのです。これは安くして十一億以上も損をして、實際需要者が安いふすまを使えるという自信がございませうか。

○渡部(伍)政府委員 それはあるのではありません。というのは昨年はその前の表で見ていただきますように、ふすまの買入れは八月ごろからやつと手に入つたのであります。四、五、六、七というものはほとんど手当したのが到着しなかつたのであります。従いましてその当時相場としても一番高い状態であつたわけでありませう。これは幸いにして一部で不手ぎわで持ち過ぎているのではないかとはいへないわけでありませうから、大体ふすまの生産額もずっと四万トンから五万トン国内でひけております。手持ちがそれだけありますればこの春の相場は、私の方では急激な変化を起さず徐々に下げていく、こういうような考えでおります。それに対して自信もありません。

○渡部(伍)政府委員 もちろんであります。○渡部委員 さらに小麦の買入れが大抵十二万と予定されてありますが、これは小麦のままで配給されるつもりでありますか、いつもの通りあるいはふすまにしてやるつもりでありますか、どちらですか。

○渡部(伍)政府委員 三十一年度の計画として計上しておりますのは、小麦のままで配給することを予定しておりますのであります。もちろん横流しができないように、先般も申し上げましたように、赤い色の魚油を注入して一般食糧、そのほかのものに使えないようにしてやります。

○村松委員 淡谷君のたゞいまの質疑は重複しているように思ひます。重複しないように願ひます。――芳賀君。

○芳賀委員 質疑を始める前に委員長に申し上げますが、たゞいまの委員会は定足数の欠けるおそれがあるように見受けるわけですが、委員長の席から見て定数があるかどうか。

○村松委員 定数を欠くおそれありと認むるときは委員長において十分注意をいたしますからどうぞ質疑を続けていただきます。

○芳賀委員 まず伺ひたい点は、飼料需給安定法の一部改正の目的が、輸入飼料を計画以上に余分に買ひ付けてその処分に困るからということがこの間の畜産局長の答弁の要旨であつたと思ひますが、これはただ過渡的に昨年度までであつたからこういう法律の改正が必要であるということでは済まないと思ひます。この法案が改正された場合に、今後政府は、自由に、任意に、善意な判断に基かない場合においても政府の保管飼料を買いかへることができるというやうな弊害が生ずると思ひます。むしろそういうことを意図してやられたんですか。

○渡部(伍)政府委員 私の提案理由の説明には、今年はいけい持ち過ぎたから買ひかへるということでは言っていない

つもりなのです。要するに需給安定を期するために常時一定量を持ちたい。それがふすまであれば最低三万トンである、こういう御説明を申し上げておるのであります。たまたま三十年

度におきましては、当初予定したよりも国内の供給が多かつたから持ち越しが多かつたというだけでありまして、決して要らぬものをよけいかへてよけいに買ひかへる、そういう意図はないのであります。

○芳賀委員 たゞ結果的にそういう事態が生じやすいと思ひます。特に飼料の場合には食糧會計が扱つておるわけですが、しかも食糧會計の中においては、飼料の取扱ひにおいて当然損失が生ずることを見越して食糧會計が組まれておるわけですが、そうすると大手を振つて飼料の分に対しては赤字を出してもいいということになる。安心してこれは損失ができるという安易感はずあるんじゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 これは行政に對する非常な御忠告であります。食糧管理特別會計を預つておる私どもがそう簡単に赤字を出すことは大蔵省ももちろん簡単に認めないのであります。しかしどちらかといへば、手持ちが少なくて価格の安定が期せられないよりも多い方が望ましいと思ひるのであります。それがそれ以上ルーズにやるといふことは、今年はまだまそういふことであつたので、これは不手ぎわというおしかりがあるかしれませんが、結果的には価格の安定を期しておる。来年もそういうことができるかといふことは考えられないのであります。

それからもう一つは、来年度の計画でござんになりますように、昨年は十

万トンを入れましたが、来年度は五万トンしかふすまを入れないことにして、大体こし程度の需要が満たせる配給ができるということにしておるのであります。三十一年度の作が悪ければ、そのときには秋になつてさらに追加輸入をしなければいけないというやうな場合もあるかもしれませんが、三十一年度五万トンを追加輸入するということはたゞいまの御心配を打ち消すものである、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 この法案は、かつて審議されたときにも問題になつたので、国内における飼料の供給力が不足するやうな場合においては、当然価格が値上りするわけですが、それを適切に調節するために、輸入飼料によつてこれを調節するというものであつたのですが、最近の傾向から見ると、輸入飼料を中心としておるやうな飼料行政が行われておるやうに考えられるわけ

です。しかも保管に當つては、変質しやすいふすまの場合よりも、むしろマニトバのやうな粒型の小麦そのものが方が保管は容易であるというやうに考えられるのですが、そういうやうな保管が可能であるという飼料は、昨年のごときも全部それを横流ししてしまつて、しかも農林大臣が主宰するところの日本飼料会社にそれを隨意契約で一手に売り渡したというやうな実例がある。これは渡部局長が畜産局長になる以前の問題ですが、昨年はことにそういう問題が多かつた。河野さんが大臣になつてから、マニトバの横流しとか、マイロのごときも横流しをして酒

精原料に全部回してしまつた。こういう悪事が常に重なつておるので、そ

ういうことをやりながら、変質しやすいふすまを、長期の貯蔵にたえないとか、変質しやすいものであるからこの買ひかへができるということは、非常に勝手気まま過ぎるということが言えるわけですが、こういう点に對しましては、やはり畜産行政を通じて農林大臣に責任があると思ひます。渡部局長は就任されて以来、そういうやうな欠陥という

か、好ましくない行政に對して、どういうやうなお考えを持っておるか。

○渡部(伍)政府委員 本日お配りいたしました表の「昭和三十年度政府所有輸入飼料の需給実績」というところでござん願ひますように、特定のところに特別にどうこうということはいたしておりません。今後そういう疑いがあると思へば、十分御注意をいただきまして、そういう疑いの起らないやうにいたしたいと思ひます。なおふすまのかかりに小麦を買つて貯蔵しておいた方がよいではないかというお話であります。これは小麦とふすまの需要先が違ひますので、どうしてもふすまを持つておらなければふすまの価格を安定することができないのであります。現在までのところでは、一番や

ましいのはふすまでありませうので、今後ふすまを相当程度持つておきたいというふうに考えております。

じかどうか。

○渡部(伍)政府委員 六月八日に四千六百六十トン余が日本飼料に入っており、六月十四日に譲渡計画の承認をいたしてあります。これは五月十三日に落札した六千五百八十三トン、全購連がこれをふすまにしたいという話があったのであります。それはふすまにするために出しておるのじやないからという事で、それではということであつたのであります。それを再度入札し直して、その次に日本飼料が買つたのであります。

○中村(時)委員 そうすると、その四千トンというものは全部売り渡さなくては、ほとんど全部の数量を日本飼料が買ひ取つておるはずであります。全購連だけではないのであります。入札した当時、それではそのときの市価は幾らですか。

○渡部(伍)政府委員 最初に売り渡したのは九千九百八十二トンでありました。それが六月十三日であります。その中で全購連が六千五百八十三トン一度落しおつたのであります。その中で四千六百六十トンが今申し上げましたように、ふすま用にしたい、それはできないということで再度入札し直したのであります。その次に全部日本飼料に売り渡したのであります。

○中村(時)委員 そこでお尋ねしたいのですが、その九千九百八十二トンの際に価格は幾らで入札されましたか。続いてその残り四千トンは一体幾らで入札されましたか。

○渡部(伍)政府委員 現在落札価格の資料を持っておりますが、あとでお知らせいたします。

○中村(時)委員 それではあえて追及

はしませんけれども、これは私の順番が来ましたときにじっくり質問したいと思ひます。少くとも市価よりは高く買つてきておるのです。それをよく研究して下さい。

それからもう一つ、今あなたがおっしゃったように、全購連がふすまに切りかえることがいけないからというところで断つた。ところがマニトバ五号というものは硬質なんです。これは当然に転用されないうと思つておつたところが、あなた方は省令で何か、これを食糧に回してもよろしいかどうかをうたつてないかどうか、この一点をお聞きしておきたい。

○渡部(伍)政府委員 最初の売り渡しのときには粒用として売り出したものであります。粒用として売り出したもので落札したものをふすまにひきいたというので、それはいけないと言つたが、その後一月たちまして情勢が変りまして、一部はふすまにすることもやむを得ないということであるという条件のもとでまた入札をし直したのであります。

○中村(時)委員 あなた方がふすまではいけないと言つておきながら、一カ月たつたら今度はふすまですらいいといつてそういう条件をつけたからこそ、日本飼料は市価よりも高い価格をもつて買ひ入れておるのではありませんか。そのことは常識でわかるではありませんか。このことは後はどうも申しません。このことは後はどうも申しませんけれども、あなた方は一カ所に売つておらないと言ひながら、実際に一カ所に売つておる。今言つたような行動をしておきながら、これの入札をはかつたところに問題がある。あなたは当時局長でなかつたから知らぬ

といへば、それまででありますけれども、知らないでは済まされぬことがその裏で行われておる。飼料需給安定法では当然今言つたように、粒なら粒で売つていくのがほんとうです。粒でと

いふまでも、ふすまが高価だから当然何かふすまにしたいというのを全購連が申し出た。そうしたらそれはいけないと言つてあなた方は却下しておきながら、一カ月もたつた後にはこれをふすまにしてもよろしいといつて別に入札をし直しておる。行政機構の権力を持つておるからといって、こういうことが果して正しいことかどうかということは当然反省を要すると思う。あなたがその場の当人だったら、どういうようにお考えになりますか。

○渡部(伍)政府委員 そのときに最も必要な措置を講ずる以外にないと思ひますが、私が承つておるところでは、役所側の態度ははっきりして入札しておるのだから、間違ひはないのじやないかと思ひます。

○中村(時)委員 それでは問題は、価格は幾らかということが大事になつてきたでしょう。そのくらのことは当然調べておきなさい。市価よりも高く買ひ上げておるのです。

○渡部(伍)政府委員 さいぜん申し上げましたように、至急に調べてお答えいたします。

○芳賀委員 局長にお尋ねしますが、輸入飼料の場合は、輸入方式の中において特別の保護が講ぜられておる。マニトバ五号あるいはマイロにしても、輸入に対しては特別の保護を与えておるということ。そのことは、必ずその用途を変更してはならぬということが前提になつておるので

す。たとえば飼料で輸入して、それ以外の方に横流ししてもいいということ輸入方式が立つておるのではないのです。これは昨年の畜産に関する小委員会においても、当時の原田畜産局長を呼んでいろいろたゞしたわけですが、その当時明確になつていなかったわけですから、あなたはそのあとを襲つて就任されておるのですが、賢明な渡部さんですからそういう盲点は明らかにされておると思う。現在飼料の輸入方式はどういうようになっておるのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは物によつて多少違ひますが、ふすまの場合はインド、パキスタン、南阿連邦、アルゼンチンより輸入する場合に、ふすまの過去の実績に応じて輸入商社を指定いたしまして、そのものから入札によつて買ひ、今申しました地域以外の場合には外国食糧の登録商社から入札によつて買ひ、こういうふうにしております。

○芳賀委員 そうすると、商社の指定とか選定はだれがやるのですか。

○渡部(伍)政府委員 農林大臣がきめます。

○芳賀委員 農林大臣の権限でやれるということならば、農林大臣がそれを合法化するような仕組みの上に立つて、新たに商社指定を行うことは可能ですね。

○渡部(伍)政府委員 一定の基準をきめまして、その基準に該当するものを指定する。従つて恣意的に指定するといふようなことはしておりません。

○芳賀委員 これは関連した事例があるのです。実は商工委員会においてバナナの輸入に關して、やはり農林大臣

が関連しておる問題ですが、正当にいうとバナナの買付の資格がない者に対して資格が与えられておるといふような場合は、権力者の恣意性によつて合法化するという手段が講ぜられるといふことを立証しておることなんです。特にバナナの場合よりも、飼料とかこ

ういふものの輸入商社の指定の方が、むしろ合法性を作りやすいと私は考えておるのです。そういう場合において当然これは所管が畜産局でありますから、畜産局長の知らない間にそういうものの指定が行われるとか、天下りのにこれを指定しなければならぬといふような事態に遭遇したことはありませんか。

○渡部(伍)政府委員 そういふことはありません。ただいま申し上げましたような基準をきめまして、輸入実績を——これは外貨のなんではつきりわかるわけでありまして、それを調べまして、その中からトモロコシ、ふすま、大豆について、それぞれの商社を指定しておるのであります。

○芳賀委員 この点に対しては、また後刻具体的な事例等をあげて内容をお聞きしたい時期があるかもしれぬと思ひますが、問題は今度の法律改正の場合においても、今申し上げた通り、やはり輸入方式というものの上に立つて、それがいかに正しく運用されるかという厳格な規制が行われなければ、いかなる事態においても国が損失を出すといふことは好ましいことではないわけでありまして、どういふような場合においても、最小限度にその損失を防いで、そのことが国内における畜産家あるいは農業者の利益に寄与するといふことではなければいけないと

思うわけです。買いかえを行う場合において、そういう安易な考え方の上に立つ場合においては、やはりそれに伴う弊害というものも生ずると思うわけであり、これを防ぐ場合においては、飼料に対する施策の計画化がどうしても必要になってくると思います。家畜の増減等の趨勢等にもあると思いますが、国内の飼料の趨勢等も、これは当然その年によって違うわけであり、やはり一貫した基本をなすところの需給計画というものはどうしても必要になってくるわけであり、そういう狂いのない計画に対する対策等は、どういふふうな見地に立っており、それを御説明願いたい。

○渡部(佐)政府委員 お手元に三十一年度の濃厚飼料の需給推算以下需給計画というので、各ページにわたって示してあるのであります。すなわち前年度からの持ち越し量と国内の生産見込み、要輸入額というものを算定しておるのであります。その前提になりますのは、第三ページにありますように、各家畜の頭数、それに要する平均飼料所要量というものを算定して、それから第五ページに出して、それに、国内の供給量を算定し、需要量と供給量の差額を要輸入量ということで計上しておるのであります。しかし御承知のように飼料は自給の部面が非常に多いのであります。その自給の部面の推定方法が非常にむずかしいのであります。従って需給推算と申しまして、これは石炭とかあるいは肥料とかいうようなのと違ひまして非常にむずかしいのであります。ことに油がすにても魚がすにても非常に小さい。

たとえば魚がすの製造をなす者の推定が一万以上もある、こういうふうになっておられますので、これは漁獲高とかいろいろなところの聞き込みから推定せざるを得ないのであります。そして大ワクを作りまして、月別の調整はやはり価格の足取りをにらみ合せながら調整をしていくという以外に方法はないのであります。しばしば御指摘がなりましたように、農作で自給部面がふえると、相当の余りができる、こういうふうなことがあるのであります。今申し上げましたように、年間の大ワクと月々の需給、そういう二つの面からチェックをしてきております。

○芳賀委員 これに関連して、最近たとえば酪農振興とか畜産振興の施策が、微温的ではあるけれども進められているわけですが、そのねらいはやはり飼料の自給ということに重点を置かなければ、コストの引下げは絶対に期待できないわけですから、そういう自給飼料に対する依存度が高まってくれば、結局購入飼料の需要がだんだん減退していくことは当然なわけであり、そういう方向に対する期待というものは、たとえば年次別に考へた場合に、将来どういふことになつていくようなお考えですか。

○渡部(佐)政府委員 本日お配りしました表の中で二枚目に、飼料の需給計画試算というものを折り込んでおります。これは私どもが三十五年度までの五カ年計画を作る際に、試算として企画庁の方に出した案でございます。その次の三枚目の表によりまして、家畜の増殖計画を一応立てまして、それに對する飼料の分を先ほど御説明いたしましたようなやり方で算定して、将来

五カ年にわたる見通しを立てておるのであります。

○芳賀委員 次に、これに関連してお伺いしたい点は、去年の秋全国畜産会と日本畜産会が一緒になって、中央畜産会というものが生まれて、中央畜産会と各都道府県単位に地方の畜産会を作らしているわけですが、これは昨年の国会において畜産局関係の予算の中で、使途不明の二千万円の新しい予算が計上されておった。当時農林委員会としては保守両党の予算の修正の話し合いもあつた過程でありましたので、農林委員会全体の意向として、ほかの重要な農林あるいは畜産関係の予算を大幅に削減しておりながら何ら使途内容の明らかになっておらないようなこういう幽霊のような二千万円の予算を計上するのはけしからぬ、これを農林委員会の名をもつて全額削減してそれ以上に重要な部面に回すべきだとの意見を付して、当時予算委員会にも要請したことになっておるわけですが、その後見ますとやはり二千万円というものがそのまま生かしてあつて何かに使われたようですが、今年度の予算を見ると、その支出は昨年限りのような支出であつて、ことしはまた科目が全部変更になつておるというように私は記憶しているわけですが、この際昨年の二千万円の使途と、河野農林大臣が畜産会を旗を振って強引に法的根拠も何もないところの団体を作らせて、これに對して国が補助金を流す一つの機に對して国が補助金を流す一つ、この点に對して畜産局長から内容を明らかにしていただきたい。これは後刻農林大臣が出席になつた場合にはなお尋ねするつもりであります。

○渡部(佐)政府委員 畜産会は昨年十一月に中央畜産会が設立され、都道府県の畜産会は順次設立されまして、都道府県を除く全県に畜産会というものができております。お話の畜産会の事業に對する補助は、昨年度は畜産技術振興費補助金として二千万円を計上されておるのであります。ところが畜産会の設立が延びまして実際には事業が本年の二月以降しか行ふことができなかった。従ひまして実際の使途は約千五百万円程度の金になつております。その使用内容は、冬場において家畜飼養農家の技術指導の可能な範囲といたうことに限定されましたので、駄鶏陶汰でありますとか畜舎の衛生指導でありますとかあるいは乳房炎の防除の指導、それから畜産会が三十一年度においてやる経営診断と技術指導を囑託する獣医師あるいはその他の技術者の訓練費というものに使つております。三十一年度は同じく畜産技術振興費補助金として三千三百四十七万七千円というものを計上してあるのであります。これは家畜を飼っている二千五百戸の農家を指定しまして、それを技術指導の中核農家に指定しまして、その農家に経営診断表を配付しまして、その農家を中心として十戸ないし二十戸の周囲がそこに集まつて、技術指導、経営診断の成果をお互いに相談し合ふ、こういうことになっているのであります。経営診断表を作りまして、それを配付すとかそのほかの技術指導活動費に充てる、こういうことになっているのであります。

○芳賀委員 私のお尋ねしているのは、昨年の国会中においては二千万円の使途がどういふものであるという説明が全然なかった、われわれとしてはおそろく農林大臣が畜産団体を新たに作つて、これを一つの受け入れ機関としてそれに流すための用意でないかといたうことをただしたのでありますが、これに對する明らかに意思表示は全然なかったのです。議案終了後に倉皇として中央畜産会ができたのです。しかも何ら根拠がないのです。全くの任意団体なのです。小笠原八十美、岸岡氏とか、それから大御所の河野一郎農林大臣、こういう人たちの話し合いのもとに一夜にして中央畜産会というものができて、これが全国の都道府県に對して、号令をかけて、この中央畜産会にながる畜産団体を作らない限り、今後畜産関係の補助助成は一切流さぬという、そういう得意のうかつをやつたのです。それによつて都道府県の農協、あるいは既存の畜産団体が、そういうことで補助金がもらえぬとなれば大へんだから、何はさておいても一応作るだけは作らなければならぬということ、先ほど局長が報告された全国ほとんどの畜産会ができておる。しかしその使命綱が何であるかということをおぼえていないのです。ただこれを作つておかなければ政府から補助金がもらえないから作るということにすぎないわけであり、今日の農林関係の予算の編成上から見ても、農協系統あるいは農業委員会系統に對しては、当然これは政府が支弁しなければならぬ予算である毎年のように大幅に削減しておるわけであり、一方においては単に任意団体であるところの畜産会に對して、昨年は二千

万、今年はやはり四千万以上の予算を計上しておるわけでありませう。そういうやり方というものは、正しい畜産行政の上から見ておられるとすれば、了承することができないわけでありませう。今後政府としてはこれらの団体はどういうふうに取り扱っていくお考えであるか、その点をお尋ねしたいの一点。

もう一つは、今局長が畜産技術の指導とか啓蒙のためにこの予算は使おうということを言っておられたのですが、しかし全国二千五百戸ぐらいの中堅農家を選んだとしても、そういうことで徹底はできないと思うのです。今日国内で家畜を飼育している農家は、一応常識の範囲においては、家畜の飼養はかくあるべきとかいう、そういう考え方はみんな持っているわけですから。ただ問題は、全体的な指導とか推進をどうするかという点に対しては、特に農協が持っている畜産技術の指導とか、あるいは治療機関であるとか、あるいは農業共済組合が持っている家畜共済に基くところの診療機関、こういうものを通して、家畜の技術指導であるとか、それから管理であるとかそういうことを行おうの一番正しい行き方であるというふうに考えておられるわけですが、今後はあくまでも畜産会系統を通じてのみ、技術指導であるとか諸般の施策を徹底していく考えであるか、その点はいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 だいたい、何といいますが私の方の宣伝というか説明が足りないので誤解があるようですが、昨年の予算に二千万円を計上したときには、あるいはお話のようなことがあったのかも知れません。しかし私が

昨年十月に畜産局長を拝命してから、もっぱら事務的に技術的に畜産の振興をはかるのにはどうしたらいいかということ、すなわち御承知のように畜産の団体は自然発生的に、何人か寄れば畜産協同組合である、あるいは任意組合である、あるいは登録協会である、あるいは綿羊協会である、種々雑多であるのであります。その中で協同組合によるのが約三千あると思ひます。その中で非出資のものが半分、出資が千四百くらいだったと思ひます。が、いずれも大部分はいわゆる弱体組合になっておるものであります。それからウサギがいい、綿羊がいいというこ

とになれば、みんな寄り合つて自然発生的に組合ができておるのであります。で、流行を追うというか、こういう傾向があります。また養鶏組合のようなものはこれは養鶏家が寄り合つて、養鶏の密度が低いところに広く協同組合を作つてうまくいかない、こういうのがございます。また一方からいいますと共済組合の診療事業等が非常に発達している県もあります。種々雑多になつておるわけでありませう。畜産会ができましたのは、御承知のように日本の畜産が戦後十年ですっかり様相を変えて、たとえれば和牛は百五十万頭から二百五十万頭を突破し、乳牛は十数万頭が四十万頭を突破する、綿羊が数万頭から百万頭を突破する、それが戦後十年間に行われたわけでありませう。それに対する指導というものは、遺憾ながら戦前の旧態依然たる指導で、わずかに、家畜がふえてきたので自給飼料の部面も増さなければいけませんというので、草地改良が出てきた。乳牛の指導にしましても、ホルスタインならホ

ルスタインのいい品種は種畜牧場で成功して配付している。しかしそのできた商品をするかというようなことについては、これは率直に申し上げまして今まで農林省にそれに対する何らの考え方はなく、行き当りばつたりであつたことは、この前どなたか指摘されましたが認めざるを得ない。肉についてもそうでありませう。肉などについても、極端にいえば戦前千五万トン余りの肉が屠殺されておつた屠場をそのままで、二十万トンの肉を生産しておるわけでありませう。それに対して需要はもつとあるものでありますから、肉の消費価格は下らないで、いたずらに生半価格が下つておる。そういうふうに一連の畜産業というものは、従来の農家経営を拡大する、たとえば役牛を飼ひ、あるいは自給肥料をとる、そういう面だけの行政は相当浸透しておつたのであります。これを商品化する流通に手を触れないわけでありませう。それからまた技術の面でいいますと、乳が売れるから乳牛をうんと入れるというので、私どもの方で集約酪農地を方々回つておりますけれども、いい牛を入れたものが数年たつうちにその能力が落ちてしまふとか、あるいは優良な牛が、もつとしばしばいいのにしほり足りないで乳房炎が起きている、いろいろな問題があるわけでありませう。これは特殊の地域を一部々々とらえてみまふと非常に振興した、うまくいっている地域もあるわけでありませうが、全般的に見ますれば十年間にそういうふうになつたのでありますから、政府の指導もあるいは団体の指導も、農家の受け入れ方も十分でないのであります。そ

こで中央畜産会なり府県畜産会を作る際には、まず最初に畜産会を作つて、畜産団体の利益代表というような考えもあつたのでありますけれども、私が畜産局長になつた当時では、要するにいいものを作る、家畜の個体の能力を全部發揮することから手をつけていくような感じが、しかる上農家の畜産に対する関心を高める基盤ができてから、さらに経済利益を主張し、その他の活動に入つていったらいいじゃないか、こういうふうになつておつたのであります。その趣旨に従ひまして中央畜産会のやり方は、現在あります団体メンバーとする社団法人にいたしました。畜産会ができたからあの団体はもう要らない、こういうふうなことは言わないのであります。畜産会がだんだん働きを増しまして、畜産会の働きで存立の必要がなくなれば自然に解散されることはけつこうであるけれども、畜産会ができたがゆゑに団体をやめろということとは言っておりません。さらに畜産会の仕事はそういう団体の仕事を一つの場に出して、衆知をばつて技術指導を徹底していこう、こういう考え方があります。従ひまして経営診断、技術指導をやりますのにも共済組合でやりますか、協同組合でやりますか、場合によれば乳業者の技術者を嘱託いたしまして、先ほど申し上げました指定農家の技術の指導をやる。来年度に掲げております三千三百四十七万円の費用は、たしか一カ月に四日、一農家に参る日当の費用が大部分であると思ひます。あとは印刷費とかあるいは講習会費であります。そういう費用を計上しているだけであります。今までの畜産諸団体が行なつてお

る事業をお互いに情報の交換をし一つの場において畜産を進展せしめるような第一歩の仕事を技術指導の面から取り上げていくというのが趣旨であります。

○芳賀委員 ただいまの御説明によると、この中央畜産会は、局長が言われたように今後技術指導とか畜産振興とかそういう点のみを目的としてやっていくので、事業団体化は絶対にしないという考えなんですね。

○渡部(伍)政府委員 その通りであります。

○芳賀委員 それから、今畜産会は任意団体ですが、これはあくまでもこういうような任意団体としての姿にとどめて、しかも畜産関係の補助助成等はこの中央畜産会のみに限って国庫から流すという方針ですか。

○渡部(伍)政府委員 三十三年度の補助金は――質問の趣旨がちよつとわかりませんが、中央畜産会が行う事業には、一部畜産会にいきますが、ほとんど大部分が府県の畜産会の活動費として補助金を出すのであります。

○芳賀委員 ですからこれは将来とも法律とかそういうものに根拠を置かないところの任意団体としてこれを持続させていくかどうかということですね。

○渡部(伍)政府委員 これは少くとも私の考えは、一朝にして団体はできないと思つております。今農林省の間に問題がやかましく出ておりますけれども、畜産会の関係は、われわれが意図しておるところが真に畜産農家の要望に合致しているかいないかといふことは、動いてみないとまだ十分わからないうちのことであります。従ひまして法律を出して法律でがんじがらめに

縛ってしまうという考えはないのでありますが、相当の働きが出てくれば、さらに仕事のしやすいように特別な法律を将来出した方がよいのじゃないか、こういう気持はいたしますので、研究はしておりますが、すぐどうこうするという考えは持っておりません。

○芳賀委員 その点がおかしいじゃないですか。畜産団体もこれはやはり農業団体の一環だと思うのです。ところが農林大臣の考えは、必要もないのに農業団体の再編成とかそういうことにやっきになっておる。最近においては農業委員会法の一部改正ということで何とか面子を保つようなところまでまとまったようですが、全国の農民はそういう必要性をだれも感じていないのです。感じていないにもかかわらず、無理に農業団体を再編成すると強化するとかいうことをあえてやっておる。法律の改正までやっておる。ところがこの畜産団体に限っては何も音を出していないのです。しかも作り方というものは、昨年の中央畜産界の設立の姿を見ても、単に数人の畜産界のボスの人たちの話し合いや寄り集まりだけによってこういうものができ上ったわけですから。この畜産団体の場合と、通例言うところの農業団体に対する考え方、これを二つ並べた場合には、非常に対照的なものをわれわれには感ぜられるのです。畜産団体だけはそっとしておいて、法律的な規制もそこに加えない、任意団体のままに勢力をそこに温存して、しかもその支配下に入らなければ補助金も何も出さぬというやり方はなかなか承服できないのです。これは局長に聞くのは無理かもしれませんが、局長といえども、やはり相当官

僚としては上の方なんですから、もう少し具体的な見解を明らかにしてもらいたい。

○村松委員長 議題をなるべく離れないようにして下さい。

○芳賀委員 関連があるのですよ。

○村松委員長 関連はありますけれども、なるべく近いところでおやりを願いたいと思います。

○渡部(伍)政府委員 これは率直に申し上げまして、畜産あるいは水産、森林は特別の団体はつきりできておるわけですから。畜産に対してなぜ特別の団体ができなかったのかということについては、これは私畜産局長になったからそう言うのではないのですが、畜産局長になつてから特に、なぜこんなにはつておいたかということを感じざるを得ないのであります。たとえば改良局と経済局と畜産局と並べましても、農林省の設置法の中の、農業に関する技術の研究あるいは普及は改良局長が全責任を持っております。すなわち農業、カッパして畜産を含み、蚕糸業を除く。以下同じ。こういうことになつております。どうして今までそんなばかんなことをやっていたのかということでも今もんでおるところであります。それは要するに、畜産は農業経営の一部面であるにすぎない。従つて農業経営を全般的に見るところでやつたので、それでいいのじゃないか、こういうのです。これができたのが二十四年の設置法であります。そのときは、あるいはそうであったのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、日本の畜産の機相が、農業経営の部面の上に商品生産という部面が非常に大きく出てきておるのであります。すな

わち作つたものを有利に金にかえらという面を出さない限り、日本の畜産は伸びない。それからまたその伸びる可能性が十分あるのではないか。鶏にしましても、羊にしましても、牛にしましても、みんなどんどん伸びていっておるのではありませんか。まあ政府の指導政策とかいろいろな価格政策等とときどきの波はありますけれども、大きい傾向から言えば、これは先般申し上げましたように、日本の人口を養う上においてはどうしても、とにかく私ども五カ年計画で出しておる以上に伸ばさなければいけない、そう確信いたしておるのではありません。そうしますれば、それに対応する組織というものはどうしても作らなければいかぬのじゃないかと思ひます。私も農林省に入つて二十何年になります。畜産の方にはほとんど関係したことはなくて、むしろ肥料の面あるいは物動の面、肥料課長を長くやっておりましたので、対抗的に畜産をいじめた経験はあるけれども、畜産の中へ入つたことはなかったものであります。その当時はそれでよかったかもしれませんが、とにかくそういうように機相が變つておるのでありますから、どうしても畜産に対する認識、畜産に対する施策、畜産をやる人の意識を統一する必要があるのじゃないか、こう確信するのであります。

従ひましていろいろお話がありましたけれども、あるいはいよいよゆるボスと称される有力者が寄つて、一つの中央畜産会を作つたらいい、こういうお話が出たのかもわかりませんが、私はそういうふうには考えないのであります。各方面に當りまして、どうしても畜産の団体をはっきり確立してそうして畜産を振興する意識の統一をはかる必要がある、こういうふうな考へております。

○芳賀委員 畜産の問題を、たとえば一つの団体を作つて次第に系列化することとか、その方向を統一するということは必要だと思つておるようですが、ただ問題は、中央においてボスだけののち上げの団体が生まれて、その下に都道府県ごとに自主性を持った団体が隸属するということでは本来の使命を果すことはできないのじゃないか、こういうことを私は指摘しておるわけであり

ます。それから次に申し上げたい点は、今後飼料の需要供給の面に対しては、この畜産会はどのような役割を果すのか、その点を伺いたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 これは技術指導、経営診断の面から、先ほど炭谷先生から質問があつて、ふすまと麦の飼料の価値という問題が出ましたが、これに対して実を言うといふはつきりしたお答えができないのです。というのは蛋白質の価値、澱粉の価値、それから繊維の価値、それに対する評価が日本ではできていないのです。要するに従来の商品の価格ですと流れてきて、今の価値は価値によつて飼料を判断し、価値によつて相場を作る運動が必要になつてくるわけでありまして、それをやるためには、たとえばこれは前から議論があつたのでありますが、さらに質問を受けてから歸りまして、麦とふすまについて、なぜ麦をやらなければならぬかといふことを突き詰めてみまう、こういう昔からの考へ方があるわ

けであります。それでは大宮の種畜場では寝えさをやつておるかと、大宮の種畜場では寝えさをやらぬでもやつておるわけでありまして、そういうふうにして一般の人の飼料観念というものを直していかねばならぬ、そういう技術的な面からやりますれば、結果的には経済の改善になる部面が相当にあるわけでありまして、そういう点をやるだけでも相当な仕事があるのじゃないか、そうすればおのずからとにかく畜産業というものは確立し、畜産人といふものの意識の統一ができるのじゃないか、そういう考へ方でおるわけでありまして、たとえば畜舎の衛生問題にしましても、あるいはミルクをしぼつた場合の処置によつて酸度がどうなるか、あるいは質問がありました脂肪率をはかる場合に上の方からとるか下の方からとるか、これは先生方の想像以上に進歩しているものはないかと進歩しているのだけれども、新しく入つた者はこんなことも知らないのかというくらいやはり徹底していかないのではありません、技術経営の面であることは山ほどあると私は考へておるのであります。

○芳賀委員 私のお尋ねしているのはそういうことと違つて、この中央畜産会あるいは地方畜産会が飼料の流通面に対してどういふような働きかけをするのか、たとえば経済行為等も含めてですね。今局長の言つたような問題だけを畜産会が扱うのだとすれば別ですが、流通面に対して具体的にタッチするかしないか。

○渡部(伍)政府委員 経済行為にはタッチする意思は持っております。技術指導の面をもつぱらやつていこ

う、こういう考え方であります。

○芳賀委員 次に飼料の品質改善に関する法律の一部改正について二、三御質問いたしますが、この飼料の品質改善に関する法律案は、昭和二十八年の審議員立法で成立したのでありますけれども、この法律が生まれるときから、これは何か非常に微温的な性格を持った法律でしたが、今度政府が改正を意図される点を検討すると、むしろこれは飼料の取締法的な性格が出てきておるようには考へるのです。たとえばこれは飼料ではありませんが、肥料関係にも肥料取締法という法律があつて、肥料の品質とかその内容の改善等に対して規制を加へておる。ですからこれをこのように次第に強化して、飼料の内容の具体的な改善等をはかるといふ場合においては、むしろ有権的な取締法にした方がいゝのじゃないかという考へを持つわけです。局長の所見はいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 お話のように、この法律を制定するときにそういう意見が出ておりました。またその法律を制定する当時をこまにいくべきだといふ議論が農林省の内部でも非常に強くあつたのであります。しかし御承知のように肥料に比較しまして飼料は数十年といつていいほどいろいろな状態がおくれておるわけでありまして、たとえばいわゆる蛋白、脂肪、すなわち飼料としての有効成分の検定方法につきましても、あるいは飼料の製造業者の面におきましても非常にむずかしい問題がありますので、すぐ全面的に肥料と同じように免許制にしてしまふということはどうしてもできない。しかしこういうように飼料の流通量が多くなつ

てきたのであるからほうっておけない、従つて優良なる飼料を取り上げてそれを推奨するような方法を考へるべし、こういうのが法律制定の趣旨だと思ひます。しかし法律を制定いたしましたといふゆる任意登録制にしまつていなければならぬものでも登録できるといふことになつておるのであります。そうしますといふものを推奨するといふ意図とは異なつた結果が出てきたわけでありまして、そこで今度の改正では、政府でこういう規格のものが推奨すべき飼料であるといふことをまず公定し、あるいは業者からこういうものがいいじゃないかと請うてきたときには、それを審査して公定しまして、そういうものに登録を与へる。それからもう一つは、異物ではないけれども炭カルとか貝がらというようなものをまぜる場合に、それがよくいゝにまざり過ぎるとかえつて家畜に害があるといふような場合には、それが何ぼ入つていゝかといふことを表示して、そのほかの飼料は先ほど申し上げましたように穀粉なり蛋白が多少でもあるものは全部飼料として売れるわけで、現在のところそれに全部かまつておるわけにはいきませんから、そういういいものだけをほつきりわかるようにすることが第二段としてとるべき措置じゃないかといふことで、この改正案を出してあるわけなのであります。将来は私ももお話のように、できるだけ早い機会に全面的に免許制にするのがいいのじゃないか、つまりあらゆる飼料にその成分が表示されているのがいいのじゃないか、こういうふうには考へますけれども、まだそれまでは相

当の準備が要るのじゃないかと考へております。

○芳賀委員 従来の法律の内容は、今局長が言われたように、任意の登録を希望する者に対してその適否を定めて登録するといふことであつたのです。これを一歩前進させた場合は、やはりこの規格に適合するかどうかといふことで検査といふものがどうしても必要になつてくるのです。それによつて今度は検査をし、適合したものを初めて登録してやるということにいつて、それ以外のものはむしろ飼料として公けには認めないといふところまでいかねければだめだと思ふのです。特にここをいゝところの飼料はほとんど配合飼料です。飼料ですから化学飼料でも何でもないので、ですから家畜によつて一番必要とする、そういう配合飼料といふものは、それほど多量なものではないと思ふのです。ですから、それに対してある程度の指導と規格を与へて、そして飼料の製造あるいは配合を業とするものは、その規格に沿つた製品を作つて、そうして検査を受けて、検査に適合したものが初めて登録されて、それが市販され、畜産家に渡るといふような明確な措置にむしる切りかえた方がいゝのじゃないかといふふうに考へるのです。これはやつてやれぬことではないと思ふが、いかがですか。

○渡部(伍)政府委員 やつてやれぬことではないのであります。それには相當の準備が要るわけでありまして、これは釈法に説法であります。飼料と申しましても、配合に使う場合でも肥料と同じように原料が限定されていゝないわけでは、たとえば槽糞類にしても、

ふすま、米ぬか、麦ぬかの品質が雑多、魚肥にしても品質が雑多、それで何%の蛋白、何%の穀粉を持つてゐるふすまを何ぼ入れたといふような厳密な原料の規定ができない。従つて全面的に成分と原料を規定するといふことは、まだわれわれはそこまでやる勇氣がないのであります。これは先ほど申し上げましたように、日本の飼料の消費がある程度自然の流れ、好みでできておつて、飼料価値そのもので流通してゐないところに一つの原因があると思ひますが、そういう点からいゝましても、まだ時期が早いのではないかと。しかしどうしてもできるだけ早い機会にはお説のような方法をとらなければならぬと思ひます。それからそれにいゝ前に、免許以外の一定の規格に合わないものは製造または販売の禁止をしたらどうかといふ説が起つてくると思ひますが、これは事実上、そういうことは経済価値があるのですから、幾ら禁止してもみな売りますから、でき

ない。それからまたこれは法制局でもそういう議論が出てゐるのであります。憲法論としても販売禁止をするといふことはできません。従つてどうしても政府が推奨する規格のものは推奨するような制度にしていく。それから悪い物をまぜるものは、工合が悪ければ、そういう物をまぜてはいかぬといふ制限をする、あるいはまぜておるのならば、どれだけまぜておるという表示をして、取引の相手方に不当な迷惑をかけないやうなことにするのが現在のところの限度であります。

○芳賀委員 家畜の飼料ですから、それほど複雑多岐な種類の飼料を作る必要はないと思ひます。特にこれは化学成分でないのですから、単味の配合によつて何々飼料と銘打つて市場に売り出しておる。これは肥料の場合よりも検査とかあるいは取締りにしてもむしろ容易でないかといふように考へられるわけでは、それができない面があれば、これは家畜に有毒でさへなければ、かまわないでいいのです。中途半端でやると、登録したものを推奨するといふことがどこにも出ておりますが、むしろこれだけが非常に価値的なものであるといふことを政府が推奨宣傳して、その分だけ価値づけをしてやるというやうなこともなる。それが悪いといふことではないのですが、やはり広範な意味における飼料の検査とか取締りとか奨励とかいふやうなものをやる場合においては、同じ改正であればもう一段徹底したやうな改正にまゐいくか、あるいは飼料取締法というやうな形でやつた方がいゝのじゃないかといふことを指摘したわけでありまして、

○村松委員長 答弁は簡潔に願ひます。

○渡部(伍)政府委員 趣旨は、反対側からいゝば、公定規格をきめておる以外のものを買入人は氣をつけない、そういうことをねらつておるのであります。将来は取締法までいかなければならぬと思つております。その段階としてこのステップを踏みたい、こういうことであります。

○芳賀委員 この二つの法案に対しては、どうしても農林大臣の御出席を願う点がありますので、本日はこれとどめておいて、後刻農林大臣の出席を待つて質疑を続けたいと思ひます。

○村松委員長 川俣清音君。

○川俣委員 私は大きく分けて三点聞

きたいのです。ところが大きい点であ
なたの所管からはずれるような点があ
ると存じます。その点は後刻に譲りま
す。それから所管の中でこまかい点が
ございますから、大きい点とこまかい
点——中間のところを抜いてお尋ねい
たします。

大きい点でお尋ねしたいと思いま
す。これはあなたではちよつと無理
ではないかと思ひますが、議員提案の
修正案は、国会の慣例で議員が改正案
を出すという通例になっておるの
です。これをあえて政府提案にしない
ばならなかつた理由はどこにあった
のですか。

○渡部(伍)政府委員 私の方では事務
的に考えまして、行政事務をやる上
に最小限こういう提案をいたしたい、こ
ういうつもりで、率直に申し上げて慣
行をよく知らずにやったのでありま
す。その点は御了承をお願いいたしま
す。

○川俣委員 今度たとえ急傾斜地帯
というような議員立法については、議
員が延長をやつておる。延長ぐらゐの
ことはほんとうは政府提案でもいい
はずですけれども、内容の変更でない
のですから議員提案がされる、こうい
うことが一つの慣例になっております。
次にお尋ねしたいのは、最初に提案
されたときは、局長御存じだと思ひ
ますが、これは食糧庁長官がおいでにな
らないと明確な答弁ができないと思ひ
ますが、食糧会計でできるだけこれを
買ひ取つておいて、それで操作しよう
という建前のもとにおいて、それを売
り渡す場合における品質の改善、こう
いうことがねらいであつた。ところが
今度は非常に大きな変化を来たしてお

る。おそらくこの変化に伴つて法律を
出されたのかも知れませんが、全く異
なつた性格のもとに出されておる。早
く表現するならばこれは取締り法規
的なものである。どうしてこのスト
ックを処分するかというふうな変つて
きた情勢の中における取締り法規とい
う形態をとつてきているのじゃないか
と思ひますが、そうじゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 前に法律を出し
たときに、需給安定法で持つてゐる飼
料は、売る場合に登録飼料として、い
いものとして売つたがよいじゃないか
という話があつたかと思ひます。しか
しそれは直接この品質改善と関係がな
いんじゃないかと思ひます。というの
は、政府が保管しているのだから、そ
のものを売る場合にはいいもので売つ
たらいいじゃないかということだけで
あつて、この品質改善法と直接の関係
は必ずしもないのじゃないかと思ひま
す。今度こういうふうな改正をいたし
ますのは、先ほど申し上げました通り
でありまして、登録をやつてみると、
必ずしもよくないものでも登録をしな
ければいかぬというところは、だんだん
飼料知識が進歩していくのに対応する
上からいくと、時勢に合わない。従つ
ていいものははっきり公定規格できめ
る。あとは買ひ人が吟味して買ひ場合
にはお買ひなさい、こういう注意をし
た方が、一歩進むことになるのじゃな
いか、こういうふうな考へておりま
す。

○川俣委員 そうすると、これは取締
り法規ということになつてゐる。前
は、物資の少いときに、需給安定法に
基いて不足な飼料を多く買ひ集めて売
り出したものがごまかされないう

に、品質を保全するというのが建前で
あつた。今度は取締りという考へ方に
なつたのじゃないですか。なつたの
か、ならぬのか、それを聞いてゐるの
です。

○渡部(伍)政府委員 ちよつとそのお
話は、結ばれないものを結びつけてい
るような気がするのです。取締りに変
えるというところはいつておりませ
ん。つまり、いいものをよりよく売
りたい、こういう考へであります。取締
りへいくのには、もつと違つた考へ方
にしなければならぬと思ひます。

○川俣委員 そうすると二つの疑問が
出てくる。一つは、あなたは前に肥料
課長をしておつたから、肥料取締法の
法規をそのままつと転用してきたの
じゃないか。羅列の工合から見てもそ
うです。あの取締り法規をそのまま
持つてきた。罰則も大体似てゐる。少
し罰則のところは修正を加えたけれ
ども、肥料取締りのところの規定をつ
け加えた取締り法規じゃないですか。自
分では肥料取締り法規をそのままね
てここに持つてきて、これは取締り法
規じゃないか、これが一点。

もう一つ、あなたは御存じですが、
農業資材審議会、農林物資規格調査
会、農産物検査法、これは読んでみま
しょうか。農林物資規格法「この法律
は、適正且つ合理的な農林物資の規格
を制定し、これを普及させることに
よつて、農林物資の品質の改善、生産
の合理化、取引の単純公正化及び使用
又は消費の合理化を図り、あわせて公
共の福祉の増進に寄与することを目的
とする。」従つてこういう規格を設ける
場合には、学識経験者の判断を待たな

ければならないということで、農林大
臣の諮問機関、調査機関ができてお
る。農林大臣だけでは知識がないか
ら、いわゆる調査機関を設けて、その
規格を判定させる、こういういき方
で、一方農林物資規格として、これは日
本の基本法になつておる。この基本法
を活用すればできるものを、あえて肥
料取締り法規を持つてこなければなら
ないのはどういふ理由だ、この点で
す。

○渡部(伍)政府委員 肥料取締法の条
項にならなかつたところもあります。こ
れはよい品質を保持しよう——肥料取締
法だから、よい品質を保持するのに関
係ないというわけでありませぬので、
当然その使えるものは使つたらいと
思ひます。それから農林物資規格法と
の関係は、これは登録だけであれば規
格法でも間に合ふかもしれませぬ。し
かし飼料は飼料として特別の重要性を
認めまして、特別の法律を出して規格
を定める、そうしてさらにそれに付随
していろいろな制度を考へる、こうい
うために抜き出してやつてゐるわけ
です。

○川俣委員 あなたが取締り法規でな
いと言へば、その規格法規で十分なん
だ。この規格法規というものは、公定規
格を定めるという趣旨でできてゐる。
取締り法規ならば、規格法では不十分
だということ言へる。そこであなた
に取締り法なのか、規格法なのかと聞い
てゐるんじゃないか、取締り法でない
言へば、農林物資規格法で十分じゃな
いか。これは公定規格をきめてゐるん
ですよ。

○渡部(伍)政府委員 前の法律にも、
たとえば第十四条には「何人も、保証
票を偽造し、変造し、云々の規定があ
りますし、第十五条には「製造業者、
輸入業者又は販売業者は、その取り扱
う飼料にその品質が低下するような異
物を混入してはならない。あるいは第
十六条には「虚偽の宣伝をしてはなら
ない。」そういうふうな規定があるの
でありまして、そのほか今度第十五
条の二として、石灰石粉末、貝がら粉
末を入れた場合には、何を入れている
か書け、こういうことを追加したので
ありまして、前の法律をそう変えたつ
もりはないのであります。

○川俣委員 あなたは作文するとき
に、大体肥料取締法を持つてきて合
したのでしょう。その通りの体裁に
きてゐるじゃないか。ただ肥料取締法
と違つてゐるところは一点ある。肥料
では公告と書いてあるのを、これには
告示になつてゐる。あとの文章で
は公告となつてゐる。肥料取締りも、
農林省関係のものはおもに公告にな
つてゐる。これだけが告示になつて
ゐる。あとの方は公告になつてゐる。
それだけの違いです。文章の体裁が、
にわかには持つてきたものだから、公告
と告示と変えてあるだけであつて、公
告と告示と違つてゐるのか、説明はそ
ろくできないでしよう。あとの方には、公
告しなければならぬ。同じことは、告示
しなければならぬ。同じことなんで
す。肥料取締法あるいは農産物取締法
は、公告しなければならぬとなつて
ゐる。違つてゐるのはそこだけであ
つて、あとはみな持つてきただけです。
見聞違ひかどうかからぬけれども、違つ
てゐるのはそこだけです。

○渡部(伍)政府委員 肥料取締法で

は、登録しないと売っていけないのであります。これは登録しないでも売っていいのであります。したくない人はしないでもいいのであります。そこが根本的に違ふのであります。

それから今の告示と公示の関係は、公示は一般的に必ずしも官報でなくていいのであります。告示は官報に掲載しなければならぬ、そこだけがちよつと違ふのであります。

○川俣委員 肥料の方は農薬の方、植物防疫法、種苗法などは公告になってゐるのですが、これだけどうやって告示しなければならぬというのか。しかもあとの方は公告になってゐるでしょう。前段の方は告示、あとの方は公告になってゐるでしょう。どういうわけで違ふなければならぬのですか。

○渡部(伍)政府委員 私の方で公定規格をきめた場合告示になっておるのであります。これは公定規格の名の示すように、少し言い過ぎかもしれないが、法令に準拠するもの、そういう準拠の基準を示しておるのであります。肥料の方は登録でありますから、各個人が申請したものをこれはいいとか、これは悪いとかいつて世間に周知するようにやるのでありますから、その使い分けをしておるのであります。

○川俣委員 もっと読んできて下さい。三条の四には「告示してしなければならない。」とあるでしょう。同じ九条では「その旨を公告しなければならない。」となつてゐる。そうでしょう。あなたの方で出された法案ですよ。よく覚えておいて下さい。こつちから拾つて上げないでもいいように……

それから肥料も農薬もみな公告になつてゐるんですよ。それをどういうわけで告示というふうにしななければならないのか、取締り法規ならなおのこと、告示の必要があるというのなら別ですよ。大体法律の体裁がおかしいところがたくさんあるんですよ。それで私は小さい点を指摘してゐるんですよ。

○渡部(伍)政府委員 これはちゃんと区別をしてるのであります。公定規格をきめたときには法令に準拠するものとして告示し、今度はそれに基いて各個人が登録するのでありますから、これは一般に取引の安全を確保するために官報のみならず一般に公告してゐる。公告と告示の相違はちゃんと使い分けておられます。

○川俣委員 農薬取締法は一条の二に「農林大臣は公定規格を設け、変更し、又は廃止しようとするときはその期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならぬ。」法の体裁はみなそうなつてゐるんですよ。それをどうしてこれだけ告示しなければならぬというこゝになつたのか。同じ公定規格のところですよ。ちつとも違わないんです。農林省関係の分のか。公定規格を設けるとときには、全部告示なら告示に、統一されれば問題はな

い。あの取締り法規のときは同じ公定規格ですよ。同じ公定規格をきめる場合に、一方は告示しなければならぬ一方は公告しなければならぬという差別はつかないんじゃないか。通産省とかほかのところなら別ですよ。同じ農林省で公定規格を作る場合に、一方は公告しなければならぬ、一方は告示しなければならぬというのは法律

の体裁上おかしいじゃないか。理由があるのなら全部理由があるように定めたいじゃないですか。

○渡部(伍)政府委員 新法でありますので、新しい方法を採用するようになったのであります。

○川俣委員 これは新法ということになりますと、やはり省議か何かでこういうふうに変えるという決定を経たのですか。局だけの考え方ではないのですか。

○渡部(伍)政府委員 法律を出す前には文書課、省議、法制局の審議を経て出してゐるのであります。

○川俣委員 そんなことは形式的なことですよ。こんなことはうかつに見ておつたかもしれない。新しい法律に変わるという結果変えたのかどうか、このまゝのみにしたのかもしれない。今度公定規格をきめる場合には告示するように方針を決定されたのか、こう聞いておる。

○渡部(伍)政府委員 これは法制局の見解に従ひましてこういうふうに各個人の登録等を一般的に示すのじゃないに、法令に準拠するものとしてきめた場合は告示がよいというので、今度は告示にしたのであります。

○川俣委員 農薬取締法であれ、肥料取締法であれ、法規に基いたもので、同じ公定規格ですよ。これはこれ以上はちよつと局長では無理でしょうから、事務次官なり、大臣なりにお尋ねすることになります。

次にもう一点だけお聞きしておきます。これは先ほど渡部委員の質問に対して、交換または保管がえをするのは変質のおそれがあるからだという答弁をされております。ふすま等は酸化い

たしてまして、変質のおそれあることは十分われわれも知らざるどころではございません。化学肥料でも、化学物質でありますも、そういうことがありませんから、これはないとは言えない。ところがここが問題なんです。肥料のような場合はよほど保管が悪いというのでなければ変質のおそれはないのですが、有機質の物質でありますので、変化を起すことはあなたのおっしゃる通りであります。その配合されたものをまた保管中でなく、店頭あるいは輸送中または売れ残り等において、配合された餌料が変質するというようなこともあり得るわけですよ。この点どう考えますか、そこで金子與重郎委員は、その点単味販売の方がかえつて合理的じゃないか、あえて配合にする必要はないのじゃないかという質問をいたしておられます。あわせて御答弁願います。

○渡部(伍)政府委員 水分の含有量が一四％以下である場合には貯蔵する場合に、これは食糧庁の方で食糧保管協会をして実際に試験を長くやらせた結果を報告させておるのであります。りん木の並べ方、俵の積み重ねの数を一定にした場合には、普通の倉庫で大丈夫、変質はしない、こういうのに基づいておる。ところが最近私どもが調べたのは、水分が一三％以上になつてゐるのは今保管してゐるのにはないのではありません。少いのは一二％くらいであります。そこで多少注意をしておるのであります。

さて、しからばそれを出して配合し、あるいは輸送し、あるいは店頭におけるときに変質するおそれがあるかないか。これは雨にかかれば変質する

おそれがありますので、売る人はそれを十分注意して扱うだらうと思ひます。これは保管しておくふすまだからそういうことが起る、新しいふすまだからそういうことが起らないというのではなくして、一般的にふすまでもトウモロコシでも雨にかかるといふような状態になれば、品いたみがするののは当然であります。しかしそういうことのないように当然扱う人はやるだらうと思ひます。

○川俣委員 この問題も時間をかけてやりたいと思ひますが、きょうは簡略にしておきます。

次に、これは食糧庁長官にどうして来てもらわなければならぬのです。大豆とか、そういうものは農林物資規格法にもあるし、農産物検査法にもあるのです。それからもちろん小麦もある。これは食料の用に供されるものとは限つてゐない。販売用に供されるもので、飼料として販売されようとか、あるいは食料として販売されようとか、その検査規格が適用されなければならぬが、用途によつて違つてゐないのです。用途はむろん、大豆を買つた人が油あげにしようとか、菜種を買つた人が油あげにしようとか、それは自由になつてゐる。従つてほんとうからいへば、一方において農林省がこういう厳然たる農産物の検査法を持つており、日本農林規格という伝統の規格を持つておるのですから、単味であり、しかも単味に近いようなものの配合であつた場合においては、あえてこういう取締り法規みたいなものが必要かどうか。しかもこれは罰則が非常に重いのです。取締り法規ならばこれだけの罰則を適用することも必要だらうと思ふ

けれども、自由に売ってもいいものがかかえておりながら、これだけの大きな罰則規定をさらに追加するがごときは、どうも取締り法規になったのじゃないかと思う。そういう点について明快に答弁できるように一つ準備をしてきていただきたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 御承知のように法律では第二条に「家畜家さんの栄養に供されるものとして農林大臣の指定するものをいう」とありまして、施行規則の第一条でお話のようなものは除いておるのであります。まぎらわしいもの、だれが見てもわからぬようなものは施行規則で全部除いておるのであります。今の農林物資規格法なり、あるいはそのほかの法で取引の場合にきめておるのは、ちょっと関係が違ふのじゃないかと思ひます。

○川俣委員 この検査の方は食糧庁長官の責任ですから、食糧庁長官が来てからやります。

あともう一点だけで終りたいと思ひますが、こういうえきのようなものは、有機質のようなものは、今後どんな変化してくると思ふのです。たとえばパルプの廃液から発酵素を取るとか、あるいは木材糖化に伴う飼料というようなものがかかり出てくるという様相を今示している。いわゆる有機合成事業というものは、昭和十七年に、戦時中でありましたが、通産省に有機合成事業委員会というものができまして、木材を発酵させて糖化させるとか、アルコールを取るとか、あるいはその他のもので合成樹脂を取るとかいうような研究も日本で進んでおりまして、今では日本でもすでに、野口研究所、北海道庁、目黒の林業試験所等で

入っており、千七百万円くらいの予算です。で発酵飼料というものができつつあるのです。従つて、こういう時勢に合せた飼料かどうかということには非常に疑問なんです。要は、あなた方が今度出されたのを見るに、飼料の不足なときは、メーカーといひますか、混合メーカーと申しますか、いわゆる製造業者といひても、混合製造業者、加工業者等が割合にうまい汁を吸つたのですが、今度はどうも製造業者、加工製造業者があまりうまいがなくなつてきたので、規格を設けたいという運動が起つてきて、これに便乗して作られたような傾向がある。もつと安くするのを規格をきめて、ある程度価格維持政策——それに便乗されたような傾向があります。こういう点についてはあらためて別な機会にお尋ねすることにしたんですが、大体発酵飼料等についてはどんなお考えを持っておりますか。

○渡部(伍)政府委員 いわゆる新しい種類の飼料は、前に、品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の参考資料の中の六ページに代表的なものを掲げておきました。研究は非常にしておられます。要するに、いろいろな産業で廃物として捨てられておるものの中に飼料価値のあるものはたくさんあるわけですから、これを農家がその中で採算がとれるようにコンデンスするとか、あるいは持ち運びしやすいようにするとか、そういういろいろの研究をやっているのではありません。しかしまだ、工業的に農家の需要に合うほどの成功を見ておりません。しかしこれは遠からずそういう状態が現出されるものと思つております。そのときにはま

た新しい対策が必要になつてくると思ひますが、現在のところは実験室試験が済んで、パイロット・プラント程度の試験で、あるところではやつとこれが大規模にやろうかというもろろみをしてはいるものはないではありませんが、はつきり採算がとれるというところまで確信を持てているのは遺憾ながらまだ出てきていないような状態であります。

○川俣委員 私の質問はきょうはこの程度で終りたいと思ひます。通産省から今資料をとりましたが、もう具体的な域に入っているという説明がついた資料が出ております。きょうはこの程度にいたしますが、もう少し御勉強を願ひます。

○村松委員長 本日はこれにて散会いたします。

次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時五十分散会

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局